

松江市子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

松江市

目次

第1章 計画の策定にあたって 1

1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2

第2章 松江市の現状 4

1. 人口・世帯数・世帯規模等の動向	4
2. 出生数と出生率の動向	6
3. 家族構成等の動向	8
4. 共働き率（全国・島根県）の推移	10
5. 就学前の子どもの保護者の労働日数・労働時間の状況	12
6. 行政サービス等の状況	13
7. 未婚率の推移	26
8. 虐待相談の状況	27
9. 育児休業の取得状況	30
10. 子育てを支える地域環境に関する保護者の意識	31

第3章 計画の基本的な考え方 33

基本理念	33
1. 基本目標	33
2. 計画の体系	35

第4章 計画の内容 36

1. 子どものための保育・教育の充実	36
（1）質の高い就学前の保育・教育の提供	36
（2）就学前教育から小学校教育への円滑な接続の促進	39
（3）地域の教育力を活かした学校教育の充実	40
（4）学校教育等における人権教育	42
（5）乳幼児期からの心とからだを育む体験の充実	43
（6）食育・歯育の推進	44
（7）青少年の育成	45

2 子どものための保護者支援	46
(1) 親子の健康づくり	46
(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実	49
(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援体制の充実	53
(4) 家庭や地域の子育て力向上	55
(5) 保護者負担の軽減	55
(6) 結婚対策の充実	55
3 子どものための安全・安心の環境づくり	56
(1) 大人に対する子どもの人権尊重の啓発	56
(2) 児童虐待防止	56
(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	57
(4) 貧困世帯の子どもへの対応	57
(5) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動	58
4 地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上	60
(1) 子どもと子育てを地域で支える取組の促進	60
(2) 遊び場・生活環境の充実	62
(3) 企業における仕事と子育ての両立支援	62
(4) 男性の育児参加促進	63

第5章 「就学前の保育・教育」及び

「地域子育て支援事業」の提供体制 64

1 提供区域の設定について	64
2 量の見込みと提供体制の確保方策について	64
(1) 就学前の保育・教育施設	64
(2) 地域子ども・子育て支援事業	69

第6章 計画の推進に向けて 73

1 推進体制	73
2 庁内連絡体制の充実	73
3 地域や市民団体との連携	73
4 点検・評価の実施	74
5 計画の見直し	74

資料編 75

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

本市では、平成 22 年 3 月に「松江市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、『安心して、夢のある子育てができ「子ども 親 地域」がともに育つまち』を基本理念に掲げ、市民ニーズや地域特性を踏まえた子育てサービスの計画的な整備・充実を図ってきたところです。

子どもの医療費の無料化や保育所保育料軽減などによる保護者の経済的負担軽減や、保育所整備などにより子育てと仕事の両立支援を行ってきました。

また、小中一貫教育の推進や、幼保一元化、特別支援教育に係る相談支援拠点としての発達・教育相談支援センター設置などにより子どもの教育環境の充実を図ってきました。

平成 17 年以降、本市の合計特殊出生率は増加傾向にありますが、依然として少子高齢化は進行しています。

近年、全国的に、また本市においても、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、依然として厳しい経済環境、共働き家庭の増加、非正規雇用の増加など、子育て家庭をとりまく環境は変化しています。このような社会や経済の変化により、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

また、児童虐待や、子どもたちが被害者となる事件・事故も発生しています。

さらに、兄弟姉妹数や地域の子どもの数の減少により、異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ちあうことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会を始め社会全体で支援していく必要があります。

国は、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成をめざして平成 15 年 7 月に制定した次世代育成支援対策推進法をはじめ、その時々々の社会情勢に即した法令や施策を制定してきました。

本市でも、これら国の動向を受けて、平成 17 年 3 月に新松江市次世代育成支援行動計画（前期計画）を、平成 22 年 3 月に同（後期計画）を策定し、子育て環境の向上に努めてきました。

平成 24 年 8 月、国において、子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）をはじめとする子ども子育て関連 3 法が成立しました。

法の基本理念は、子育ての第一義的責任は父母（保護者）にあるとしながらも、家庭・学校・地域・職域その他の社会のあらゆる分野のすべての人々が、相互に協力して子育て世帯を支援しなければならないとしています。

また、地方自治体に対しては、良質で適切な子ども・子育て支援を、総合的かつ効率的

に提供できるよう、地域の実情に応じた計画を策定し、サービスの提供体制を確保することが義務付けられました。

本市では、この法の精神を具現化するため、『松江市子ども・子育て支援事業計画』を策定します。行政や地域社会を始め社会全体が、すべての子どもの幸せな育ちと子育てを支援し、保護者が喜びを感じながら子育てができ、子どもの笑顔があふれる松江市をめざします。そして、「子育て環境日本一」の実現をめざします。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。すべての子どもに良質な育成環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的としています。

また、本計画は「松江市総合計画」及び「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、「松江市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22 年 3 月）」の基本的な考え方や内容を継承するとともに次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画、及び市町村母子保健計画（平成 8 年 5 月 1 日児母第 20 号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）を兼ね、子どもと子育てにかかわる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどの様々な分野にわたり、総合的な展開を図ります。

（※3 ページに図解を掲載）

3 計画の期間

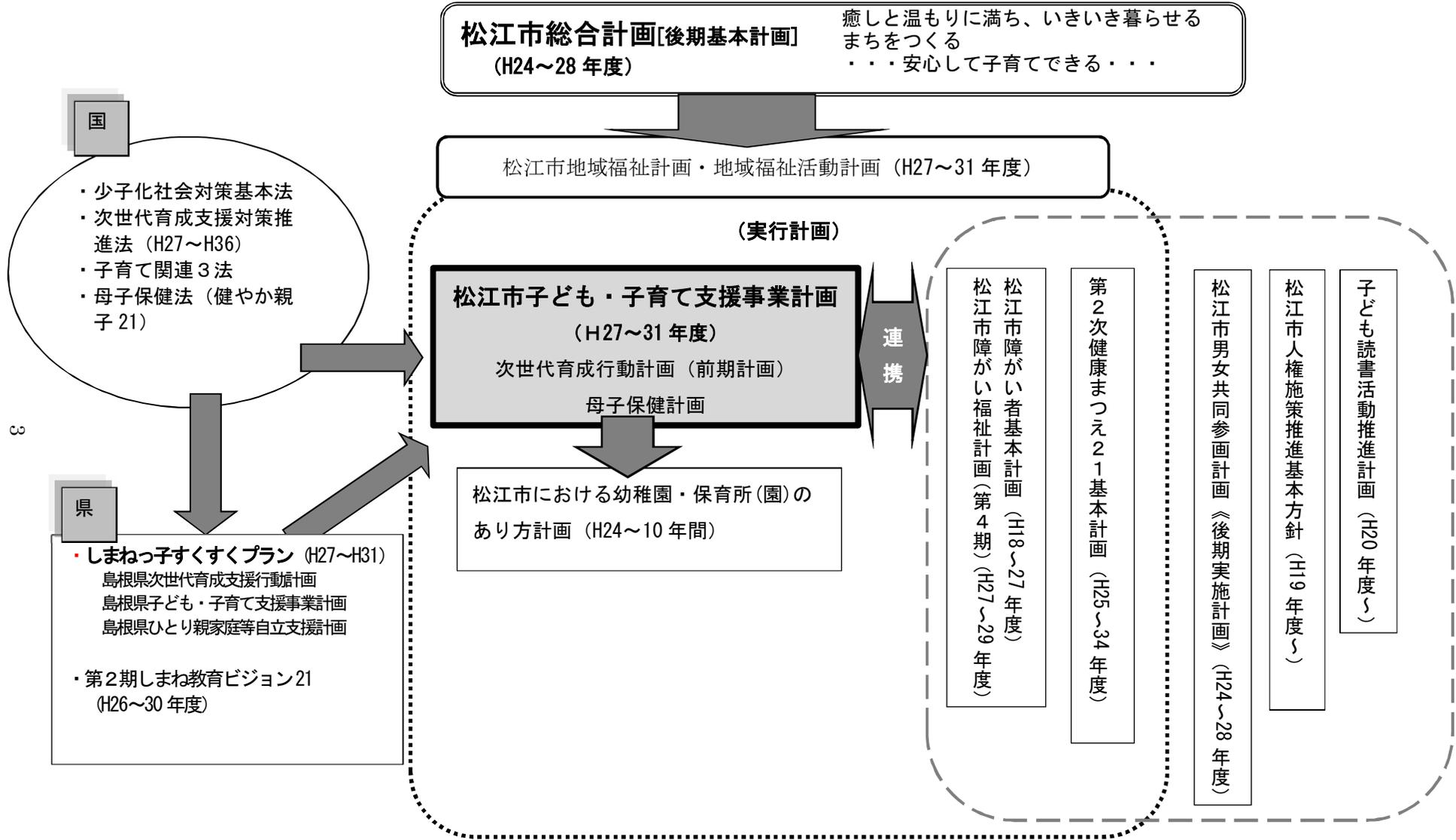
平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

4 計画の対象

本計画は、18 歳未満の子どもとその家庭を対象としています。

一部の施策については、次代の親づくりという視点から、今後親となる若い世代も対象としています。

松江市における子ども・子育て支援事業計画の位置づけ（図解）



第2章 松江市の現状

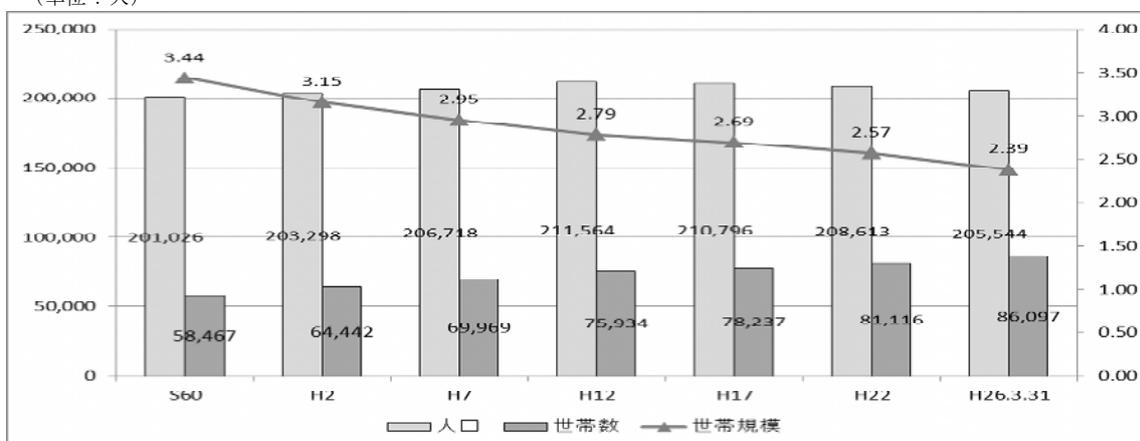
1 人口・世帯数・世帯規模等の動向

(1) 松江市の人口・世帯数・世帯規模の推移

本市は、平成17年（2005年）国勢調査により、戦後初めて人口が減少に転じました。平成12年（2000年）国勢調査から768人（0.36%）減少し、210,796人となりました。

平成26年3月末の人口（住民基本台帳登録者数）は205,544人となり、平成17年からの約9年間で5,252人（2.49%）、平成12年からの約14年間で6,020人（2.85%）減少しています。一方、世帯数は86,097世帯となり、7,860世帯（10.04%）増加しています。

（単位：人）



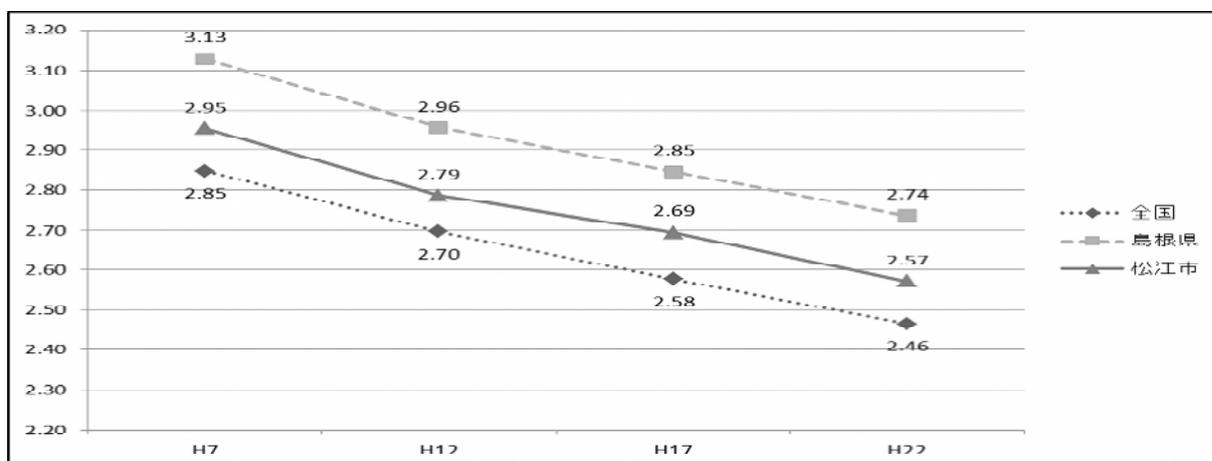
※ 人口・世帯数・世帯規模の推移（国勢調査） ※H26.3.31は住民基本台帳登録者数

(2) 世帯規模（全国・島根県・松江市）の比較

松江市の世帯規模は全国よりは大きく、島根県よりは小さくなっています。

全国、島根県、松江市のいずれも世帯規模は年々小さくなっています。

（単位：人）

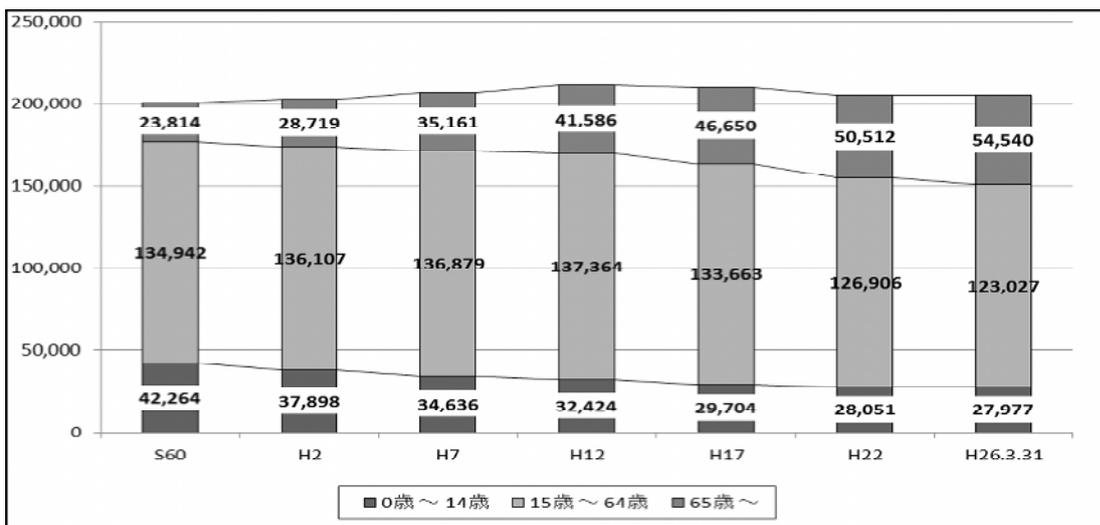


※ 世帯規模の推移（国勢調査）

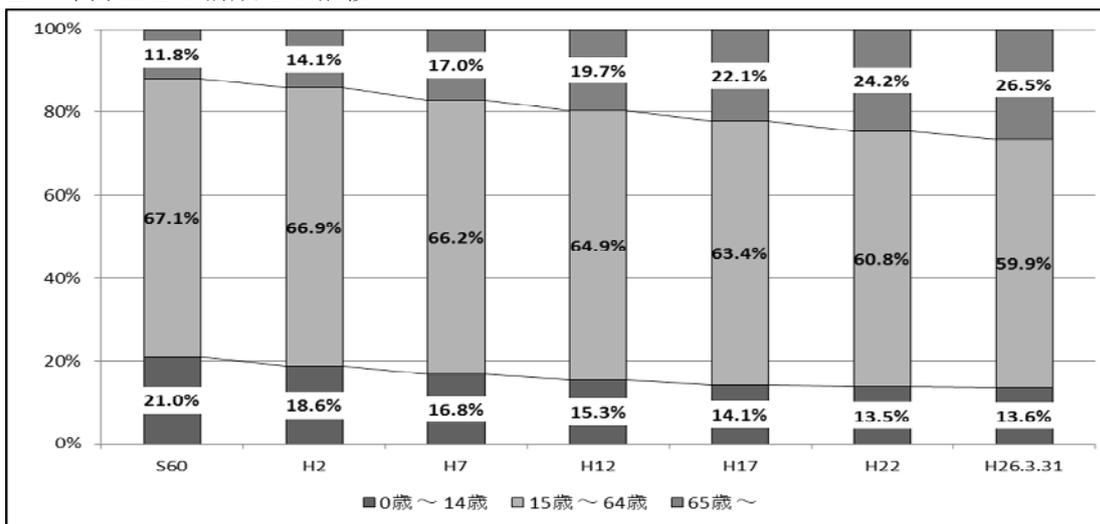
(3) 年齢別人口の推移

15歳未満の年少人口は年々減少傾向にあり、平成26年3月末の比率は13.6%となっています。これに対し、65歳以上の高齢者人口が著しく増加しています。平成7年には高齢者人口が年少人口を上回り、その後も少子高齢化が進行し、平成26年3月末には高齢者人口が年少人口の約2倍になっています。

■ 実人数の推移 (単位：人)



■ 年齢ごとの構成比の推移



※ S60～H22は年齢不詳を除外しているため、100%にならない。

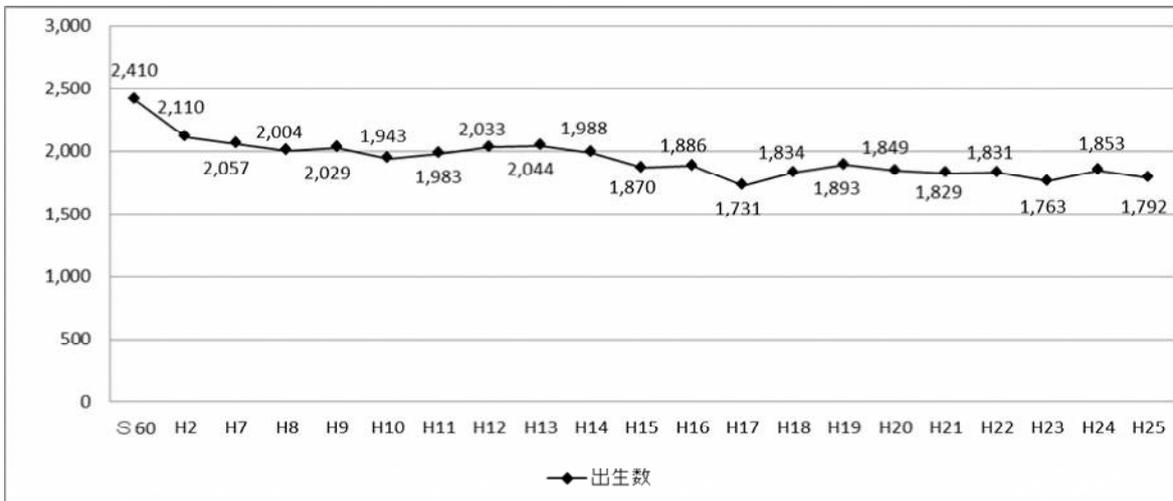
※ 年齢別人口の推移（国勢調査）、H26.3.31は住民基本台帳登録者数

2 出生数と出生率の動向

(1) 出生数の推移

平成25年の出生数は1,792人となりました。近年、出生数は増減を繰り返していますが、横ばいです。10年前の平成15年と比べると78人(4.2%)減少しています。

(単位：人)



※ S60～H20 「松江市次世代育成支援行動計画」と「東出雲町次世代育成支援の行動計画」掲載の出生数の計

※ H21 「松江市保健衛生統計」と「東出雲町次世代育成支援の行動計画」の計

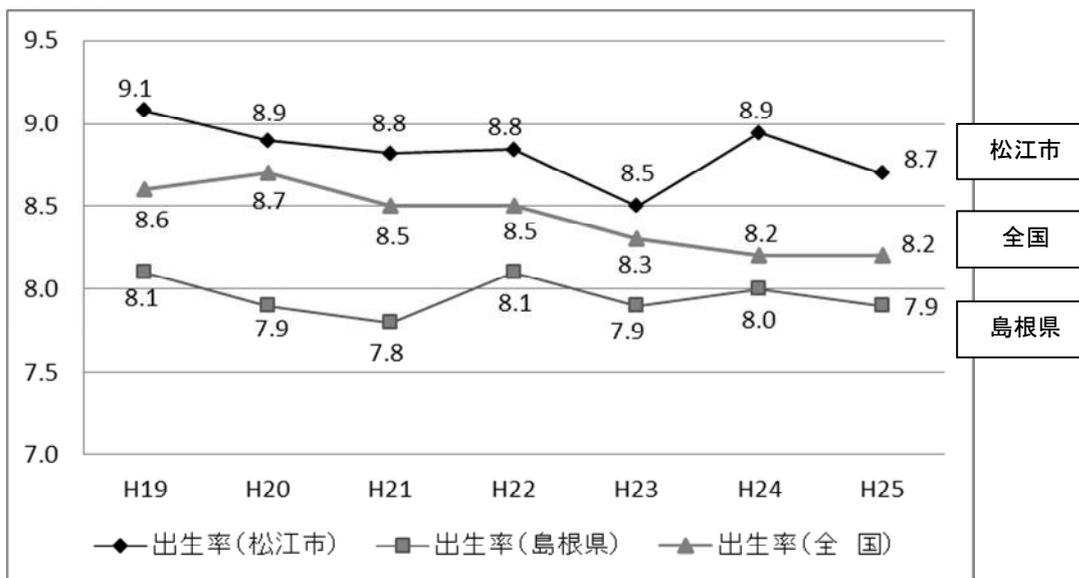
※ H22 「松江市保健衛生統計」と東出雲町出生数の計

※ H23～ 「松江市保健衛生統計」(東出雲町含む)

(2) 出生率(人口1000人あたりにおける出生数)の比較(全国・島根県・松江市)

松江市の出生率は、全国、島根県よりも高い状況です。

(単位：人)



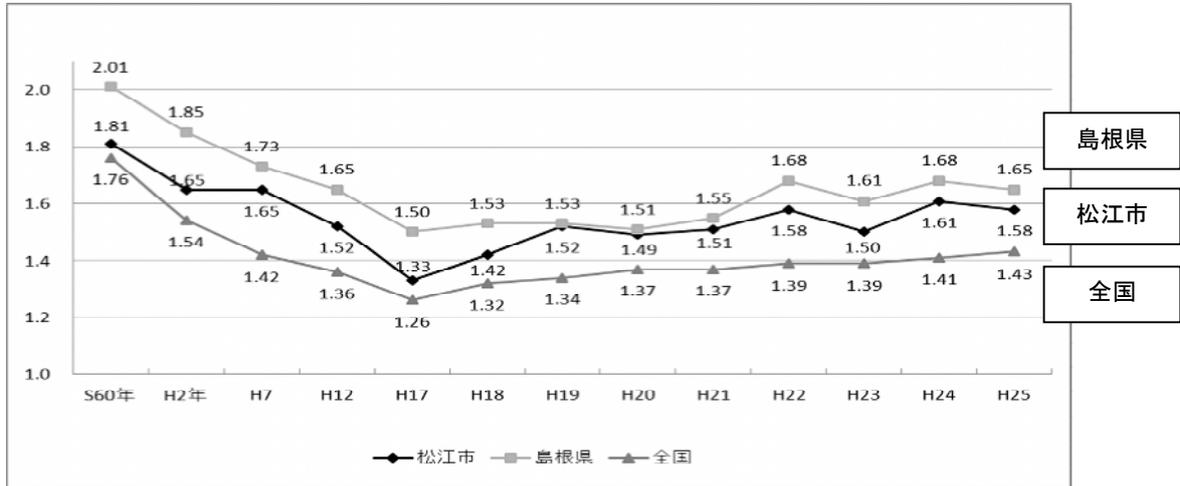
※ 前出の出生数の推移と人口の推移より算出

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（15歳～49歳の女性が生涯に産む子どもの数）は、全国的には平成18年から増加しています。

島根県と松江市では増加と減少を繰り返していますが、近年は増加傾向にあります。

(単位：人)



※ 合計特殊出生率の推移（保健衛生統計）

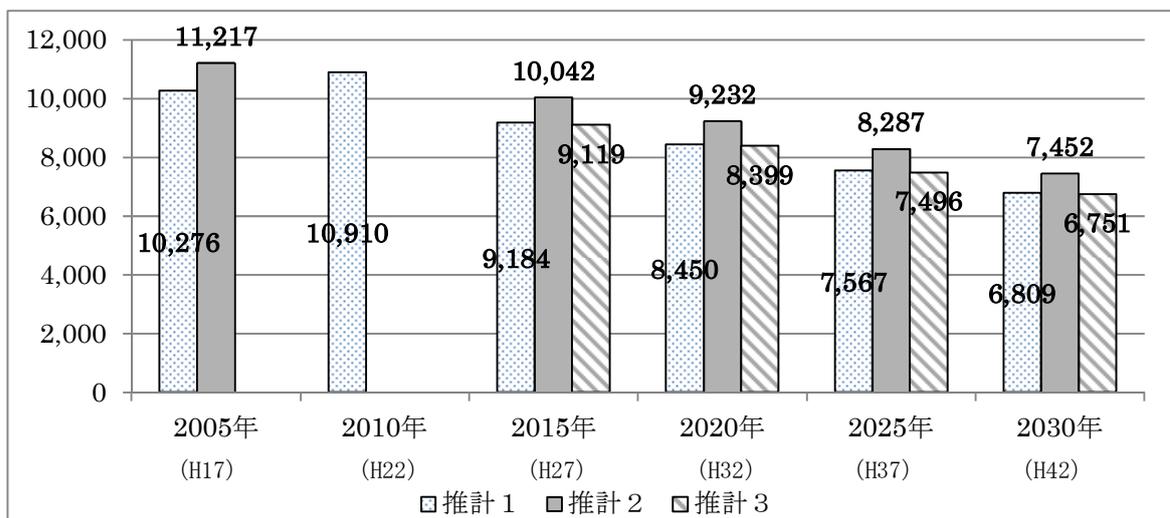
※ 合計特殊出生率のS60～H16は八束郡を含まない旧松江市、H17～H22は東出雲町を含んでいない。

※ 松江市の率は概数。

(4) 就学前児童の将来人口推計

就学前児童数は減少し、2030年(平成42年)には現在の70%程度に減少する見込みです。

(単位：人)



※ 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』より推計したもの

推計 1 = 2010年データを基に推計

推計 2 = 2010年5～9歳児データを5等分し0～4歳児数に加える

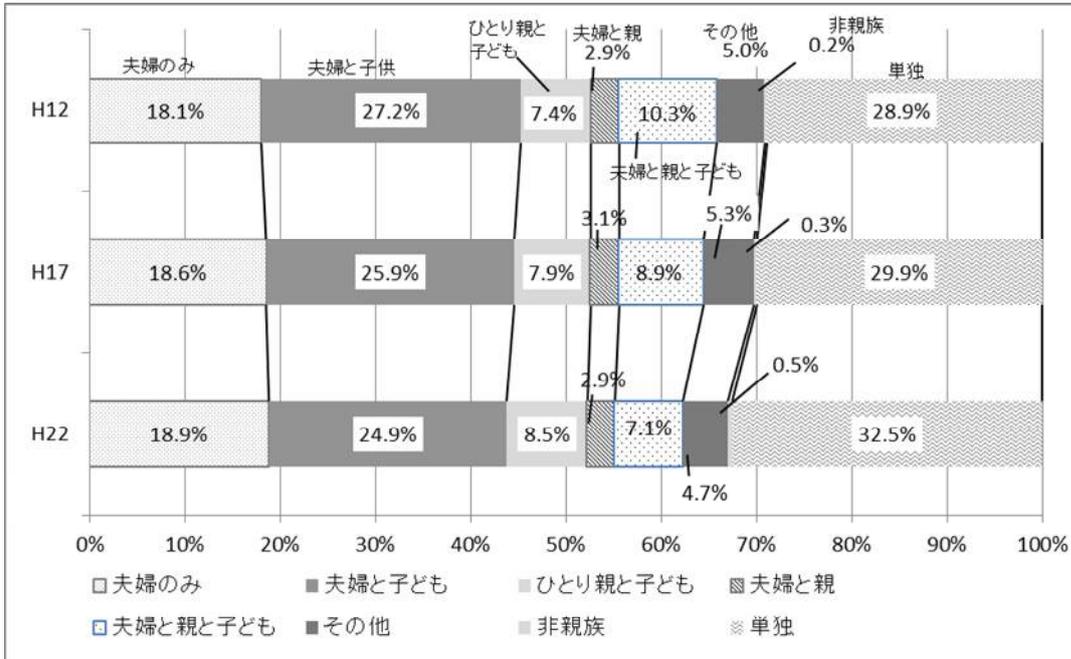
推計 3 = 0～4歳の減少率で推計

3 家族構成等の動向

(1) 松江市の家族構成の動向

① 全ての世帯での比較

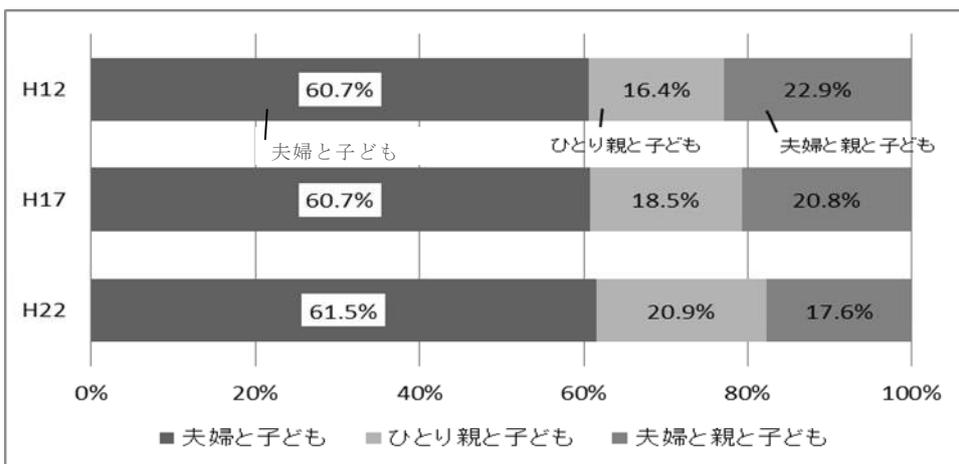
「夫婦と子ども」と「夫婦と親と子ども」の世帯が減少する一方、「夫婦のみ」と「ひとり親と子ども」、「単独」の世帯が増加しています。少子化とともに核家族化が進行している状況にあります。



※ 家族構成の動向（国勢調査）

② 子どもがいる世帯での比較

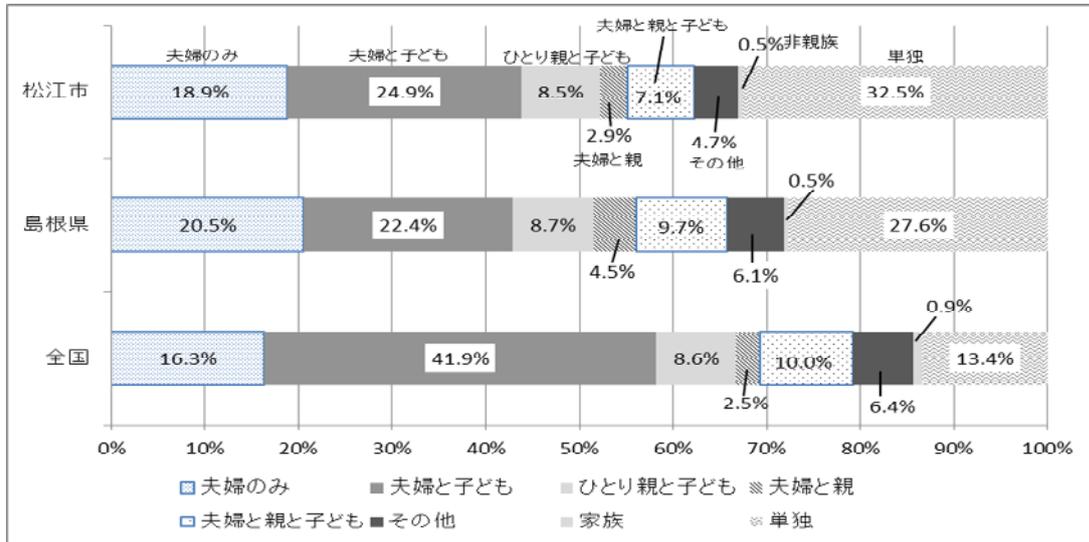
子どもがいる世帯のみにしぼってみると、「夫婦と親と子ども」が減少し、「ひとり親と子ども」が増加していることがより一層顕著に分かります。



(2) 家族構成（全国・島根県・松江市）の比較（平成22年）

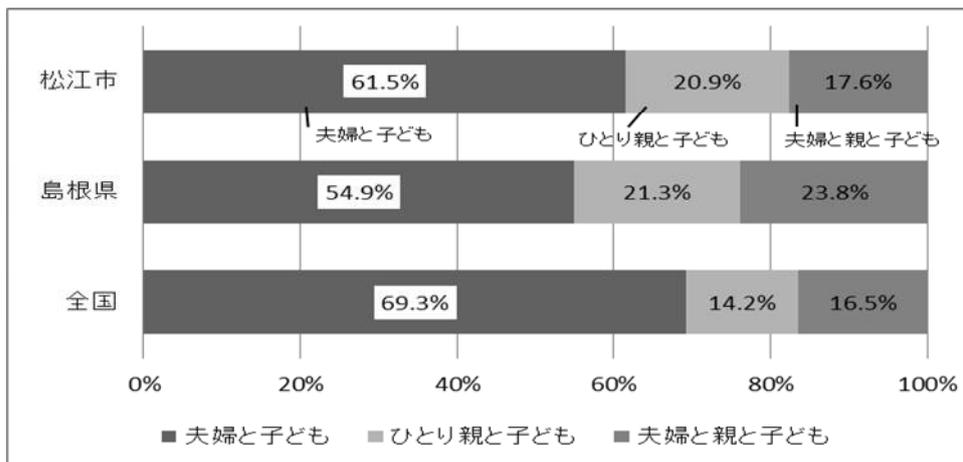
① 全世帯での比較

松江市は、「夫婦と親と子ども」の割合が全国、島根県より小さくなっています。
 「一人親と子ども」の割合は松江市、島根県、全国ともほぼ同じとなっています。
 松江市、島根県とも「単独」の割合が全国に比べ大きくなっています。



② 子どもがいる世帯での比較

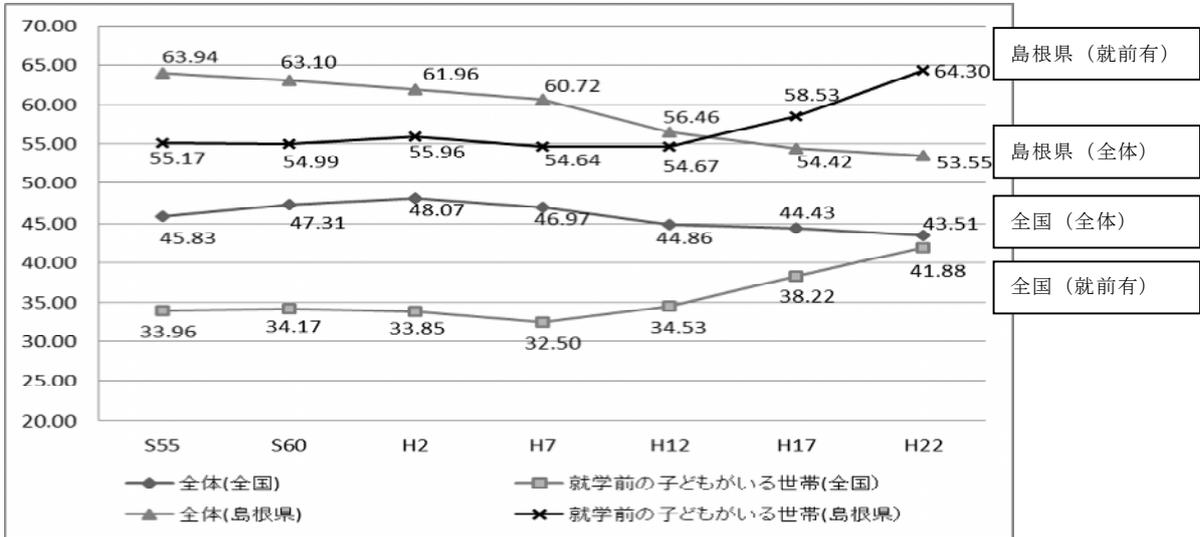
子どもがいる世帯のみにしぼってみると、「ひとり親と子ども」の割合が、松江市では20.9%、島根県では21.3%と、全国の14.2%に比べて高い比率になります。



4 共働き率（全国・島根県）の推移

島根県、全国とも全体の共働き率は下降気味ですが、就学前の子どもがいる世帯の共働き率は急激な上昇傾向にあります。特に島根県では全体の平均を大きく上回っています。

（単位：％）



※ 夫婦が就業者である世帯数（国勢調査）

※ 就学前の子供がいる世帯は、最年少の子どもが6歳以下の世帯

ニーズ調査より

※ニーズ調査…P.11を参照してください

● 保護者の就労状況からみたひとり親家庭の割合

回答者に占めるひとり親家庭の割合は、「ひとり親家庭・フルタイム」と「ひとり親家庭・パートタイム」を合計すると4.5%となります。

● 共働き世帯の割合

回答者に占める共働き世帯の合計は、「フルタイム・共働き」と「フルタイム・パートタイム共働き」を合計すると64.3%となります。

保護者の全てが就労している割合は、これに「ひとり親家庭・フルタイム」と「ひとり親家庭・パートタイム」を加え、68.8%となります。

家族類型	回答数	割合
ひとり親家庭・フルタイム	66	3.5%
ひとり親家庭・パートタイム	19	1.0%
フルタイム・共働き	781	41.1%
フルタイム・パートタイム共働き	441	23.2%
専業主婦（夫）家庭	556	29.3%
その他	35	1.8%
無回答	0	0.0%
合計	1,898	

4.5% (ひとり親家庭合計)
64.3% (共働き世帯合計)
68.8% (保護者全てが就労している世帯合計)

課題

- 共働き世帯の増加に対応した、保育所の整備や、多様な保育サービスの提供が必要です。
⇒ **関連** P.13『保育所・幼稚園に関する状況』
P.17『次世代育成支援行動計画（後期計画）の取り組み状況』
- ひとり親家庭の増加に伴い、ひとり親家庭に向けた支援を一層推進していく必要があります。
⇒ **計画** P.56『ひとり親家庭の自立支援の推進』

ニーズ調査について

1 調査の目的

本計画を作成するにあたり、幼児期の保育・教育、子育て支援事業に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するため、市内在住の小学校就学前の児童の保護者を対象にアンケート形式の調査を行いました。

2 調査の設計

調査票作成	国が示した調査票に独自設問を加え、作成しました。
調査対象者とサンプル数	松江市内在住の就学前児童（0～6歳）12,031人のうち、4,000人の保護者を調査対象としました。（平成25年10月31日時点）
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出しました。（世帯重複がないよう抽出）
配布・改修方法	調査票の個別配布・回収を郵送で行いました。 回答は無記名です。
調査の期間	平成25年12月17日対象者あて発送 平成26年1月10日調査回答期限

3 調査の有効回答数・回答率

有効回答数 1,898件 回答率 47.5%

4 調査報告書

子ども・子育て支援新制度ニーズ調査結果報告書

子ども・子育て支援新制度ニーズ調査結果報告書（概要版）

5 就学前子どもの保護者の労働日数・労働時間の状況

ニーズ調査より

※ニーズ調査…P. 11 を参照してください

● 保護者の「1週間当たりの労働日数」と「1日の労働時間」

1週間当たりの労働日数は、多い順に、父親では5日が58.4%、6日が32.1% (①)。母親では5日が70.0%、6日が10.8%、4日が9.4% (②)。

父母とも、週4～6日勤務している場合は、「1日の労働時間」は8～9時間が多くなっています (③)。

父では12時間以上も高い割合となっています (④)。

父の1週間当たりの就労日数と就労時間

(人)

就労日数	3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～9時間未満	9～10時間未満	10～11時間未満	11～12時間未満	12時間以上	無回答	合計													
1日	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	207	11.6%	0	0.0%	2	0.1%								
2日	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	413	23.2%	0	0.0%	5	0.3%				
3日	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	411	23.1%	0	0.0%	5	0.3%				
4日	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.3%	2	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	409	23.0%	0	0.0%	11	0.6%
5日	1	0.1%	0	0.0%	2	0.1%	1	0.1%	2	0.1%	28	1.6%	591	33.2%	120	6.7%	163	9.2%	34	1.9%	407	22.9%	14	0.8%	1040	58.4%
6日	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.2%	11	0.6%	213	12.0%	93	5.2%	111	6.2%	29	1.6%	323	18.1%	5	0.3%	571	32.1%
7日	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	0.5%	6	0.3%	6	0.3%	1	0.1%	217	12.2%	0	0.0%	32	1.8%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	207	11.6%	113	6.3%	115	6.5%
合計	1	0.1%	0	0.0%	4	0.2%	2	0.1%	5	0.3%	40	2.2%	820	46.0%	224	12.6%	282	15.8%	64	3.6%	207	11.6%	132	7.4%	1,781	100.0%

④

母の1週間当たりの就労日数と就労時間

(人)

就労日数	3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～9時間未満	9～10時間未満	10～11時間未満	11～12時間未満	12時間以上	無回答	合計																	
1日	2	0.2%	2	0.2%	1	0.1%	3	0.2%	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	0.5%	0	0.0%	10	0.8%		
2日	3	0.2%	1	0.1%	4	0.3%	3	0.2%	2	0.2%	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	14	1.1%	0	0.0%	16	1.2%
3日	4	0.3%	5	0.4%	5	0.4%	12	0.9%	7	0.5%	6	0.5%	6	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	14	1.1%	0	0.0%	45	3.4%		
4日	0	0.0%	9	0.7%	14	1.1%	18	1.4%	30	2.3%	26	2.0%	26	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	14	1.1%	0	0.0%	123	9.4%		
5日	1	0.1%	4	0.3%	29	2.2%	78	5.9%	112	8.5%	130	9.9%	470	35.9%	55	4.2%	31	2.4%	4	0.3%	14	1.1%	1	0.1%	918	70.0%				
6日	0	0.0%	1	0.1%	5	0.4%	7	0.5%	18	1.4%	30	2.3%	58	4.4%	8	0.6%	10	0.8%	2	0.2%	11	0.8%	0	0.0%	142	10.8%				
7日	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	5	0.4%	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	0.6%	0	0.0%	10	0.8%		
無回答	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	0.5%	45	3.4%	47	3.6%				
合計	11	0.8%	23	1.8%	58	4.4%	121	9.2%	170	13.0%	194	14.8%	567	43.2%	66	5.0%	42	3.2%	6	0.5%	7	0.5%	46	3.5%	1,311	100.0%				

③

②

課題

- 保護者の労働時間を踏まえた、多様な保育サービスの提供が必要です。
⇒ **関連** P.17 『次世代育成支援行動計画（後期計画）の取り組み状況』
- 子育てとの両立が可能な働き方ができるような社会及び職場の環境づくりが必要です。
⇒ **計画** P.61 『企業における仕事と子育ての両立支援』

6 行政サービス等の状況

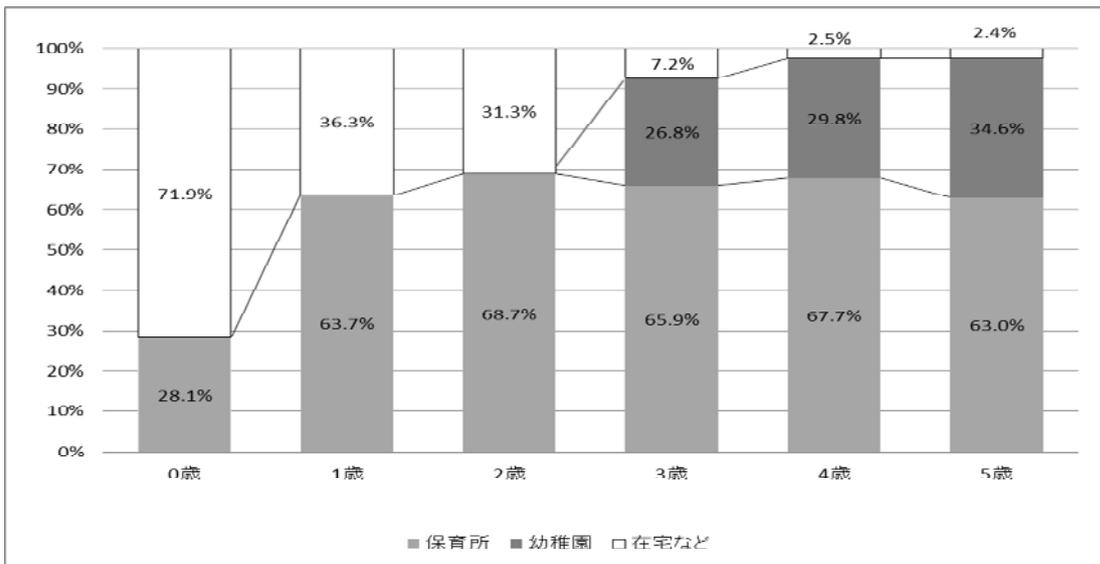
(1) 保育所・幼稚園に関する状況

① 年齢ごとの保育所・幼稚園の利用状況

平成26年5月には、1歳では、63.7%の子どもが保育所を利用しています。また3歳では92.8%の子どもが保育所か幼稚園を利用しています。

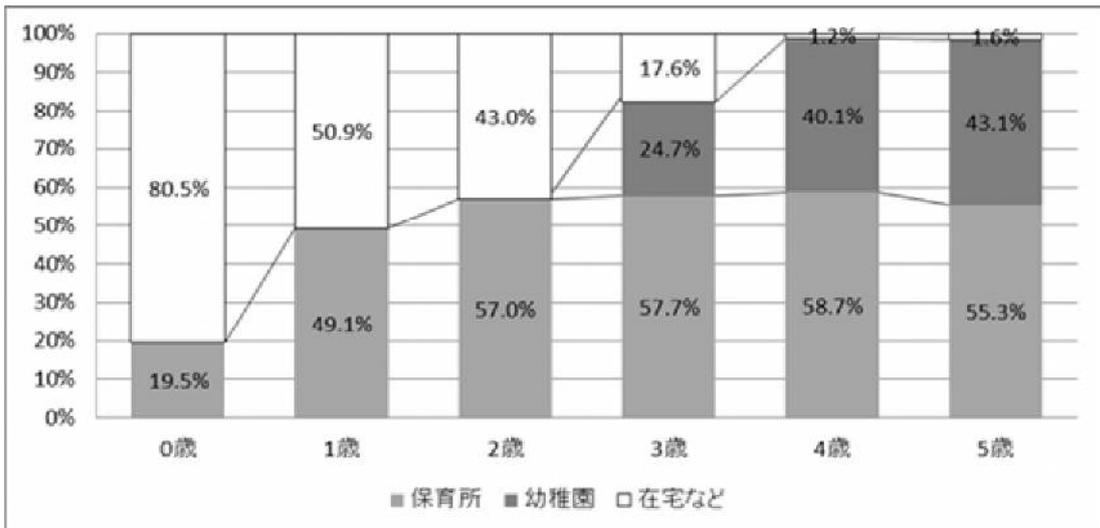
平成26年と平成21年を比較すると、平成26年には年齢の小さいうちに保育所を利用する子どもの割合が増え、在宅などの子どもの割合が減っています。

■平成26年5月1日現在



※ 平成26年5月1日現在の認可保育所、公立・国立・私立幼稚園園児数より

■平成21年5月1日現在

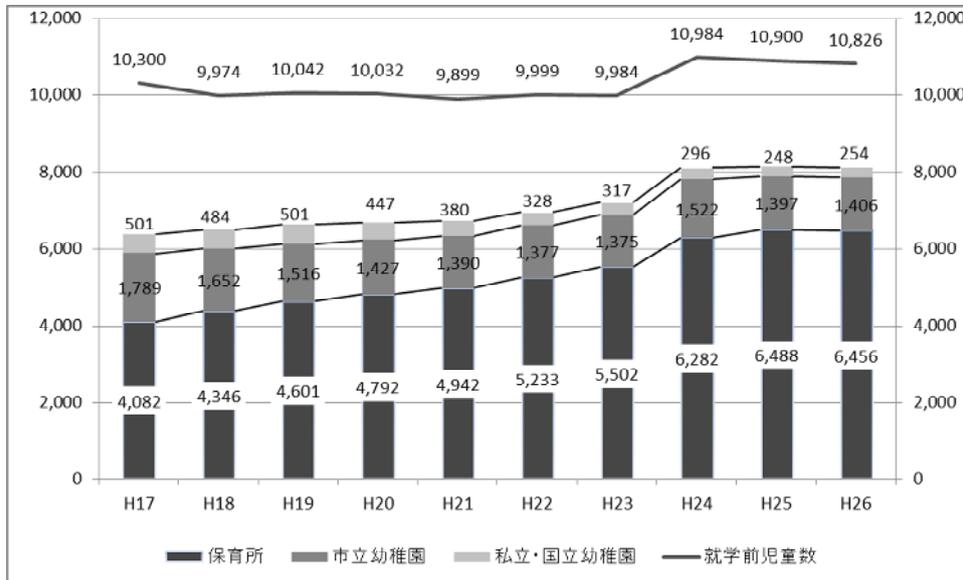


※ 平成21年5月1日現在の認可保育所、公立・国立・私立幼稚園園児数より

② 保育所・幼稚園の利用状況の推移

保育所の利用が年々増加する一方で、幼稚園の利用と在宅児童数などが減少しています。

(単位：人)



※ 各年 5 月 1 日現在の児童数、平成 24 年から東出雲町分を含む

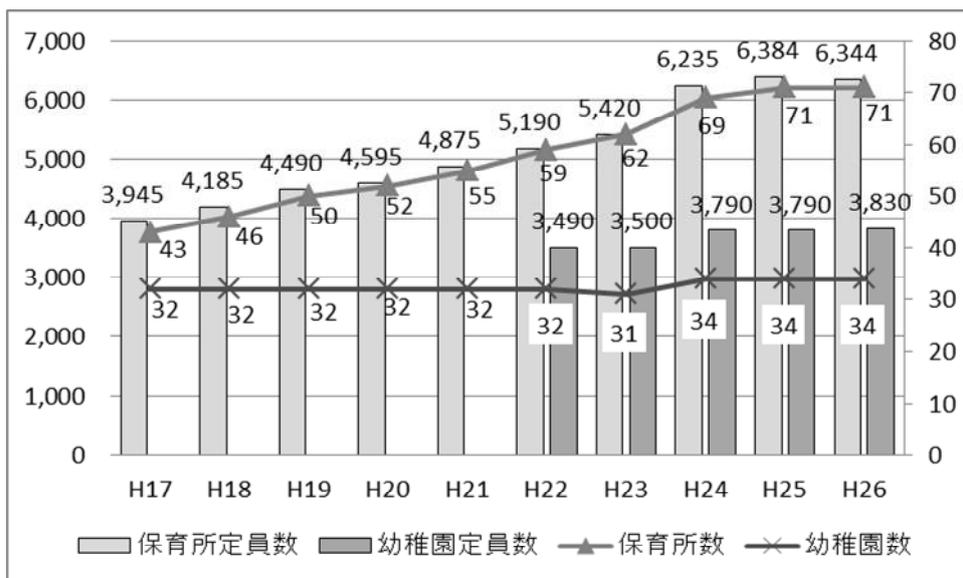
※ 平成 26 年 4 月に内中原幼稚園と末次保育所が統合され城西幼保園が開園し、城西幼保園の 3～5 歳児は長時間利用児も幼稚園児となるため、平成 26 年は幼稚園児が増加し保育所児童が減少している。

③ 保育所・幼稚園の施設数・定員数の推移

保育所の施設数、定員数は平成 25 年まで増加しています。

(単位：人)

(単位：か所)

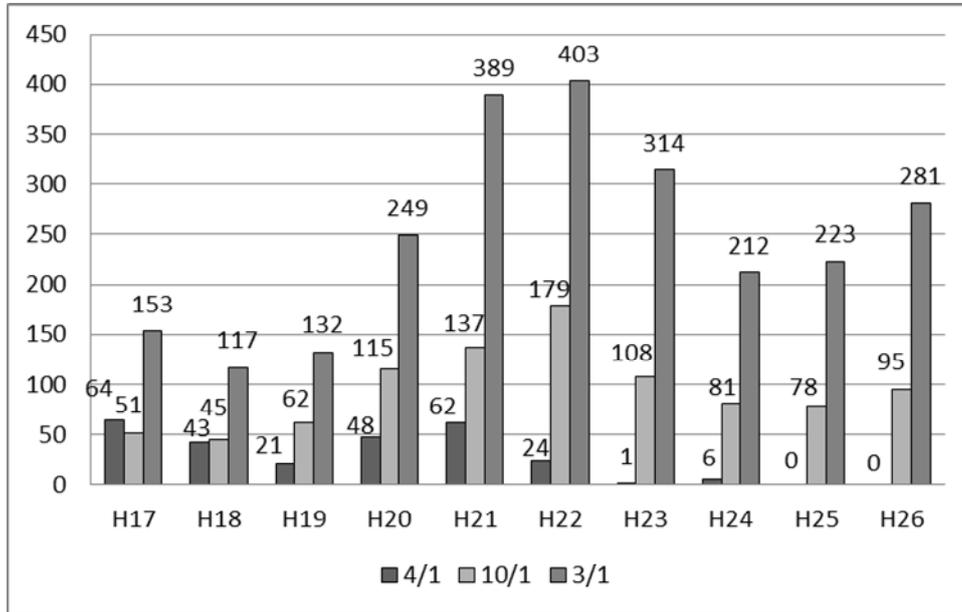


※ 各年 4 月 1 日現在の施設数、定員数 平成 24 年から東出雲町分を含む

④ 保育所入所待機児童数の推移

年度当初（4月1日）の待機児童数は減少し、平成25年、平成26年は0人となりました。しかし、年度の途中では待機児童が発生しています。

（単位：人）

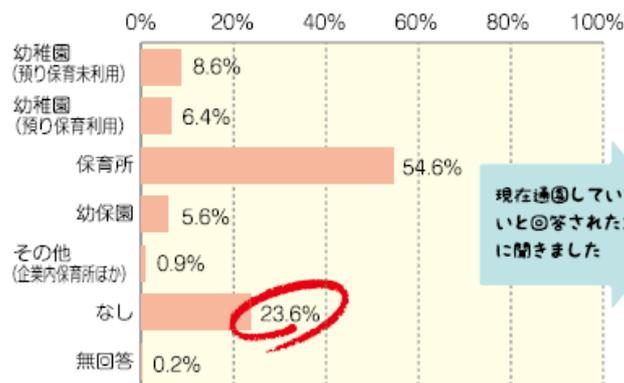


ニーズ調査より

※ニーズ調査…P.11を参照してください

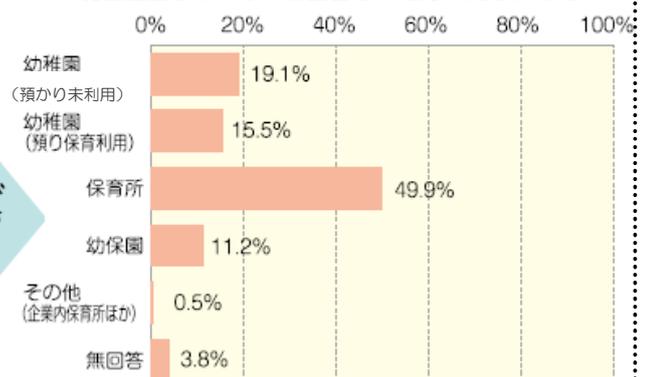
● 現在の通園状況と、今後の入園希望

● お子様の現在の幼稚園・保育所の通園状況



● 今後通園させたい施設

～現在通園していないと回答された方に聞きました～



- 施設ごとの利用意向率を求め、「保育・教育施設に求められる量の見込み」を算出します

⇒ **利用意向率** P.16『施設ごとの利用意向率』

※次のページに続きます。

【施設ごとの利用意向率】

施設	0歳児-2	0歳児-1	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
幼稚園（預り保育未利用）	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	6.5%	12.6%	21.4%
幼稚園（預り保育利用）	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	6.5%	8.7%	3.1%
保育所	13.9%	61.6%	69.2%	70.6%	75.5%	68.0%	66.0%
幼保園	0.7%	2.1%	2.1%	1.7%	6.1%	9.9%	8.8%
その他（企業内保育所ほか）	0.0%	0.7%	0.7%	1.3%	1.9%	0.8%	0.8%
なし（在家庭）	85.4%	35.6%	28.1%	21.6%	3.4%	0.0%	0.0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※ 0歳児-2：その年度の途中で生まれる子ども

※ 年齢…4月1日時点の満年齢

- 「年齢ごとの推計人口」×「施設ごとの利用意向率」により、平成27年度～平成31年度の量の見込みを算出します。

⇒ 量の見込み P.63『就学前の保育・教育施設』

【年齢ごとの人口推計】

年齢	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児-2	1,710	1,671	1,632	1,593	1,554	1,515	1,476
0歳児-1	1,749	1,710	1,671	1,632	1,593	1,554	1,515
1歳児	1,801	1,749	1,710	1,671	1,632	1,593	1,554
2歳児	1,826	1,801	1,749	1,710	1,671	1,632	1,593
3歳児(年少)	1,850	1,826	1,801	1,749	1,710	1,671	1,632
4歳児(年中)	1,809	1,850	1,826	1,801	1,749	1,710	1,671
5歳児(年長)	1,865	1,809	1,850	1,826	1,801	1,749	1,710

- ニーズ調査時点で生まれていた年齢：住民基本台帳の人数を用いる
- ニーズ調査以降に生まれる年齢：1年毎に39人の出生数減少を見込み推計

※ 39人づつ減少…『封鎖人口を仮定した男女・年齢(5歳)階級別の推計結果』より

日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計：国立社会保障・人口問題研究所）

課題

- ニーズ量に応じた保育や教育が提供できるよう、保育所や幼稚園などを確保する必要があります。

⇒ 関連 P.17『次世代育成支援行動計画（後期計画）の取り組み状況』

(2) 次世代育成支援行動計画（後期計画）の取り組み状況

「松江市次世代育成支援行動計画」（後期計画）の計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間です。

下記の事業については、目標事業量（平成 26 年度）を設定しています。

事業等				実施状況			次世代 目標 事業量	H25 年度 達成状況
				H20 スタート時	H25	H26		
				時点 1	時点 2	時点 3		
認可保育所	通常 保育		箇所数	箇所	55	71	62	目標を上回って達成
		3歳未満児	受入数	人	2,086	3,310	2,429	目標を上回って達成
		3歳以上児			2,788	3,657	3,246	目標を上回って達成
	延長保育		箇所数	箇所	55	71	62	目標を上回って達成
			実利用人数	人	3,079	4,273	3,359	目標を上回って達成
	夜間保育		箇所数	箇所	1	1	1	達成
			実利用人数	人	32	48	35	目標を上回って達成
	一時預かり		箇所数	箇所	37	49	43	目標を上回って達成
			延べ利用人数	人	9,508	25,185	10,873	目標を上回って達成
	特定保育		箇所数	箇所	37	38	43	ほぼ達成
			実利用人数	人	423	400	488	ほぼ達成
	休日保育		箇所数	箇所	2	3	3	達成
			実利用人数	人	115	79	173	部分的に達成
	病児・病後児保育 (病児対応型)			箇所数	箇所	4	5	4
延べ利用日数				人日	1,484	5,637	1,800	目標を上回って達成
緊急時夜間一時預かり事業			箇所数	箇所	0	1	1	達成
			受入数	人	-	13	30	部分的に達成
も プラン 放課後子ども教室	放課後児童クラブ	1～3 年生	箇所数	箇所	42	62	53	目標を上回って達成
			受入数	人	1,523	2,268	2,010	目標を上回って達成
		4～6 年生	箇所数	箇所	3	11	3	目標を上回って達成
			受入数	人	23	74	10	目標を上回って達成
	放課後子ども教室	全児 童	箇所数	箇所	16	35	32	目標を上回って達成
			受入数	人	51,944	52,334	—	—

時点 1 : H21 年 4 月 1 日又は H20 年度末

時点 2 : H26 年 4 月 1 日又は H25 年度末

時点 3 : H27 年 4 月 1 日又は H26 年度末

事業等			実施状況		次世代 目標 事業量	H25年度 達成状況	
			H20 スタート時	H25	H26		
			時点1	時点2	時点3		
子宮がん検診	受診率	%	14.0	26.5	20	目標を上回って達成	
1歳6ヶ月児健診	受診率	%	93.2	98.5	98	目標を上回って達成	
新生児訪問	訪問率	%	83.4	96.4	100	ほぼ達成	
母子保健推進員	人数	人	85	116	100	目標を上回って達成	
子育て支援 センター (地域子育て 支援拠点)	センター	設置数	箇所	1	1	1	達成
	サテライト			7	8	8	ほぼ達成
訪問型子育てサポート事業	利用 件数	件	1,025	809	1,320	部分的に達成	
ファミリーサポートセンター	設置数	箇所	1	1	1	達成	
ファミリーサポートセンター事業	利用 件数	件	2,327	2,097	2,800	ほぼ達成	
地域食教育推進組織	箇所数	箇所	4	9	10	ほぼ達成	
3歳児のむし歯有病率	有病率	%	29.0	24.21	20	部分的に達成	

※ 計画作成時の実施状況には東出雲町分を含まない

※ 子育て支援センターのサテライト

松江赤十字乳児院、おもちゃの広場、鹿島子育て支援センター、美保関子育て支援センター、東出雲子育て支援センター、やくも子育て支援センター、宍道子育て支援センター、たまゆつどの広場

【達成状況の区分】

目標を上回って達成	平成25年度の実施状況や利用者数が、目標事業量を上回ったもの
達成	平成25年度の実施状況や利用者数が、目標事業量と同じもの
ほぼ達成	平成25年度の実施状況や利用者数が、目標事業量の7割～9割
部分的に達成	平成25年度の実施状況や利用者数が、目標事業量の4割～6割
—	目標事業量の設定がないもの

課題

通常保育

- 保育所数と受入児童数とも目標を超えました。
- 平成 25 年度、平成 26 年度は年度当初の待機児童を解消することができましたが、年度の途中では待機児童が発生しています。
- ニーズ量に応じた保育や教育が提供できるよう、保育所や幼稚園などを確保する必要があります。

⇒ **計画** P.36『就学前の保育・教育を提供する体制の確保』

延長保育・夜間保育・一時預かり・特定保育・休日保育・病児病後児保育・夜間緊急一時預かり事業

[共通する課題]

- 保護者の労働状況を踏まえた、多様な保育サービスの提供が必要です。
- ニーズ調査や利用状況から、適切な量を確保し提供する必要があります。

[個別の課題]

(特定保育)

- 平成 22 年度をピークに特定保育の利用は減少していますが、保育所の整備により通常保育の受け入れ人数が増えたためだと推測されます。

(休日保育)

- 平成 26 年度の実施個所は 1 箇所になりました。実施施設を確保していく必要があります。

(緊急夜間一時預かり事業)

- 市民のニーズに対応できるよう事業の内容を検討して行く必要があります。

⇒ 関連 P.21『ニーズ調査より』

放課後子どもプラン

- 放課後児童クラブは、箇所数、受入数とも目標数値を達成していますが、今後も入会希望者の増加が見込まれるため、受け入れ環境の整備が必要な施設があります。
- 放課後子ども教室は、全校区での開設が実現したため、今後は内容の充実を図っていきます。

⇒ **関連** P.24『放課後児童クラブ・放課後子ども教室の状況』

子宮がん検診

- 子宮がん発症の低年齢化に対応し、次世代計画を策定した翌年度から妊婦一般健康診査の中に子宮がん検診を加え、継続実施しています。

⇒ **計画** P.46『妊婦の健康づくり』

課題

1歳6か月児健診

- 受診率は年々上昇し、目標を達成しましたが、心身の異常や、虐待の早期発見に対応するために、問診項目の充実をはかり継続していく必要があります。
⇒ **計画** P.47『乳幼児の健康づくり』

新生児訪問

- 訪問内容、その後の支援の充実を図り、切れ目のない支援を実施する必要があります。
⇒ **計画** P.47『乳幼児の健康づくり』

母子保健推進員

- 母子保健推進員の人数は目標を達成しましたが、地域での子育て支援の充実に向け、地域のヘルスボランティア等と現状・課題を共有し、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進する一員として支援を継続する必要があります。
⇒ **計画** P.48『健康に関する地域団体と行う乳幼児の健康づくり』

子育て支援センター

- 利用者同士の支え合いを促すとともに、世代や立場を超えた様々な人たちの協力を得て、地域全体として子育て家庭を支える環境づくりの充実を図る必要があります。
- 各センターの特性を活かした子育て支援を展開します。
⇒ **計画** P.49『子育て支援センターの充実』

訪問型子育てサポート事業

- 会員数は増えていますが、利用者が減っています。利用拡大のために情報提供の工夫を行い、利用促進に繋げる必要があります。
⇒ **計画** P.49『訪問型子育てサポート事業の利用促進』

ファミリーサポートセンター・ファミリーサポートセンター事業

- 利用数は減少していますが、学童保育の送迎や学童保育後の預かりが増えています。
- 援助会員の確保が必要です。
⇒ **計画** P.49『ファミリーサポートセンター事業の利用促進』

地域食教育推進組織

- 今後、2地区において、食育推進組織の設置に取り組みます。
⇒ **計画** P.44『「食育」「歯育」活動の展開』

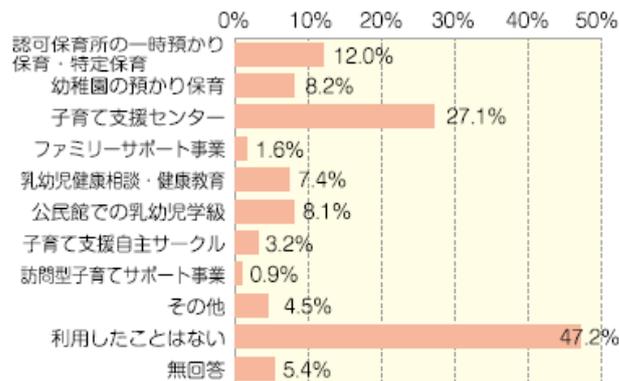
3歳児のむし歯有病率

- むし歯の有病率は、減少傾向にあるものの、目標達成には至っておりません。重点地区を対象とし、よい歯を作るための食育とともに歯育を推進し、有病率の減少を目指す必要があります。
⇒ **計画** P.44『歯の健康の推進』

● 子育て支援事業の利用状況と、今後の利用希望

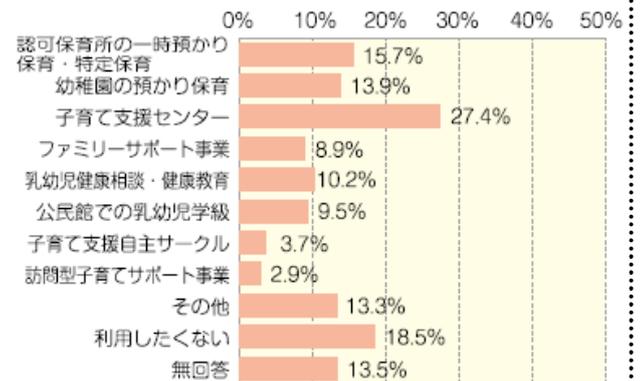
いずれの事業でも現状の利用よりも、今後の利用希望が多くなっています。

● この1年間の子育て支援事業の利用状況



※回答いただいた1,898人の何%の人が利用したと回答したが
※複数回答のため合計が100%になりません

● 今後、利用したい子育て支援事業



※回答いただいた1,898人の何%の人が利用したいと回答したが
※複数回答のため合計が100%になりません

● 病気やケガの際の保育の状況（実際の対処方法）

「普段仕事をしている保護者が、仕事を休んで子どもを見た」が65.2%。「病児病後児保育利用」は14.0%です。（複数回答）

対処方法	おこなった人の人数 (人)	おこなった人の割合 (%)
普段家庭にいる保護者が、子どもを見た	303	23.5%
普段仕事をしている保護者が、仕事を休んで子どもを見た	841	65.2%
(同居者を含む) 親族・知人等に子どもを見てもらった	559	43.4%
病児・病後児の保育を利用した	180	14.0%
ファミリーサポート事業を利用した	4	0.3%
その他	19	1.5%
無回答	41	3.2%

※複数回答の為、合計が100%を超えます。

● 最も希望する対処方法

「できれば仕事を休んで看たい」が33.5%。「病児・病後児保育利用」は12.0%です。

対処方法	回答数	割合
普段家庭にいる保護者が、子どもを見る	368	19.4%
できれば仕事を休んで看たい	636	33.5%
親族・知人に子どもをみてもらう	146	7.7%
できれば病児・病後児保育施設等を利用したい	227	12.0%
できればファミリーサポート事業を利用したい	8	0.4%
その他	6	0.3%
無回答	507	26.7%
合計	1,898	

次のページに続きます

● **宿泊をとまなう預かりの状況**

この1年間に、1泊以上家族以外に子どもをみてもらわなければならないこと、みてもらいたいと思った事があった人に、実際の対処方法を回答してもらいました。

「預け先が見つからなかった」は15.4%です。

	回答数	割合
親族・知人等にみてもらった	305	73.3%
夜間緊急一時預かり保育を利用した	2	0.5%
乳児院の短期入所を利用した	3	0.7%
預け先が見つからなかった・預けられる制度を知らなかった	64	15.4%
その他	42	10.1%
無回答	0	0.0%
合計	416	

● **お子さんを宿泊をとまなう預かってくれる施設があった場合の利用希望**

「利用したい」が27.9%、「利用したくない」が25.4%、「分からない」が40.5%です。

	回答数	割合
利用したい	529	27.9%
利用したくない	501	26.4%
分からない	768	40.5%
無回答	100	5.3%
合計	1,898	

課題

- 保護者の多様なニーズに対応でき、子育てを支援できる行政サービスを整備していく必要があります。
- 現在、松江市では実施していない子育て短期支援事業（宿泊をとまなう一時預かり）について検討が必要です。
 - ⇒ **計画** P.51 『多様なニーズに対応した子育て支援事業の実施』
- 子どもが病気の時には看護のために仕事を休める社会・職場環境づくりを進めていく必要があります。
 - ⇒ **計画** P.62 『企業における仕事と子育ての両立支援』

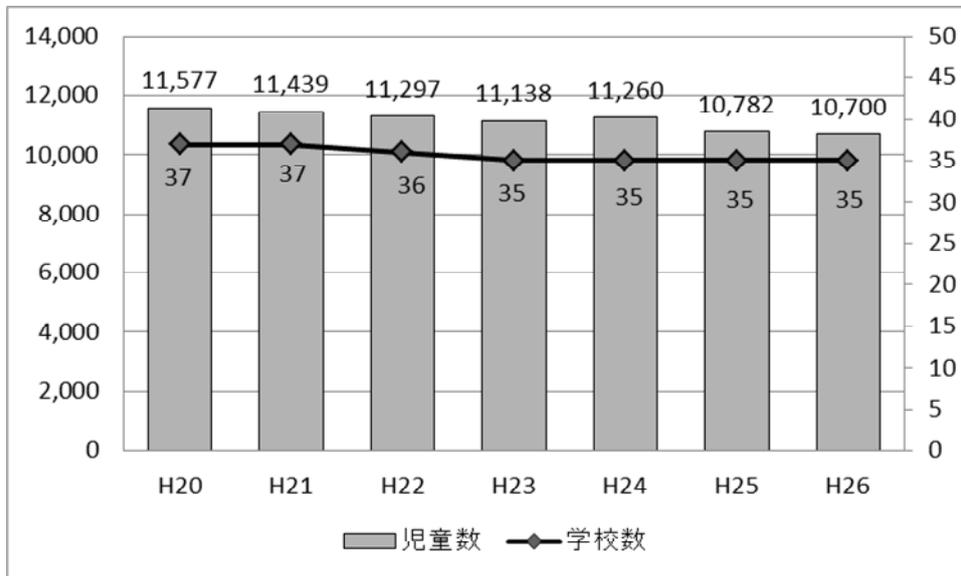
(3) 小学生及び中学生の状況

① 小学生及び小学校（市立）の状況

小学校における児童は年々減少し、平成26年には10,700人となっています。

(単位：人)

(単位：校)



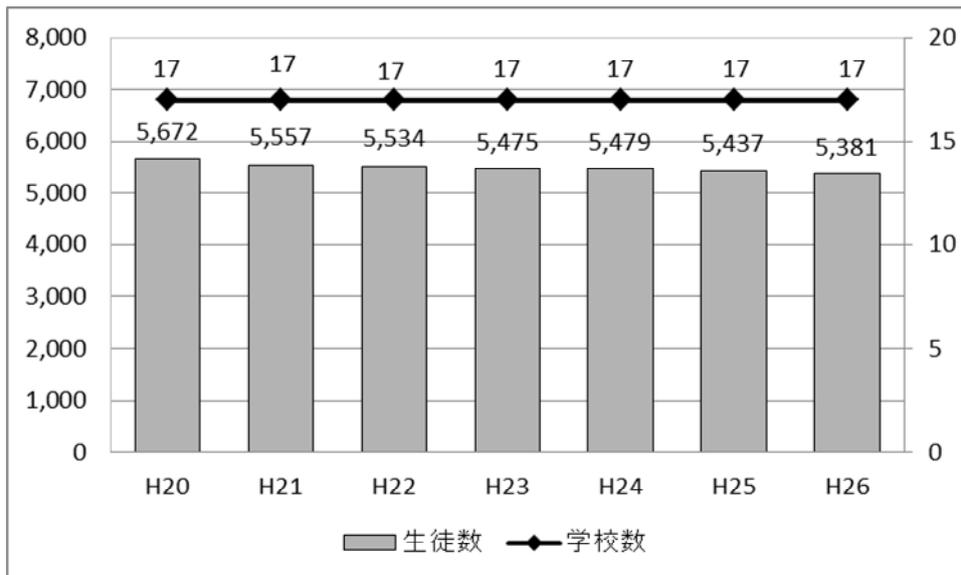
※ 各年5月1日現在、分校1校を含む

② 中学生及び中学校（市立）の状況

中学校における生徒は年々減少し、平成26年には5,381人となっています。

(単位：人)

(単位：校)



※各年5月1日現在、分校1校を含む

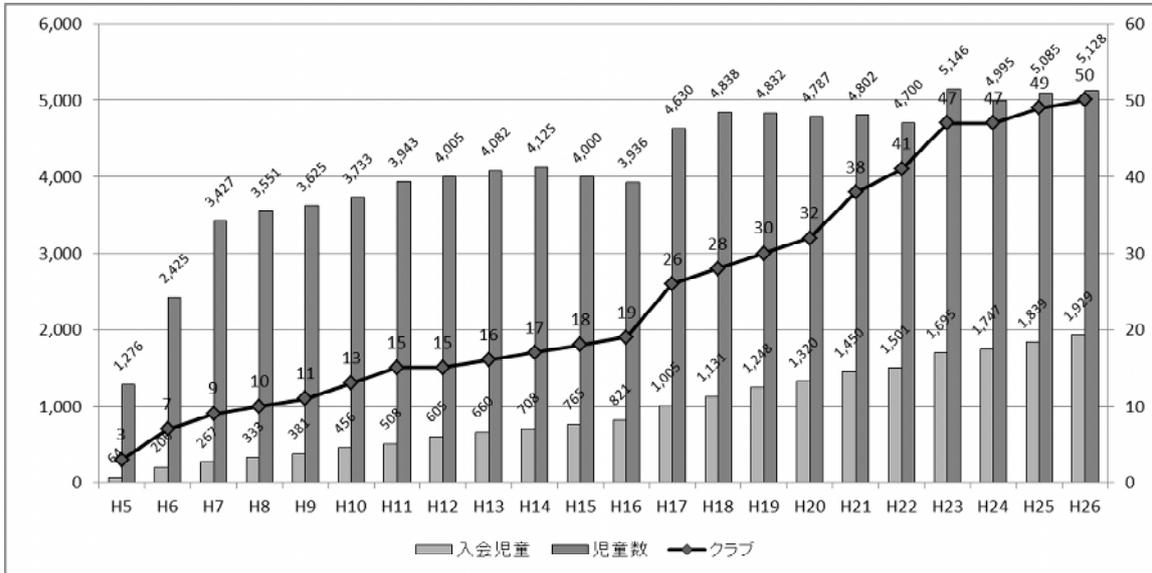
(4) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の状況

① 放課後児童クラブ

放課後児童クラブのクラブ数・入会児童数ともに年々増加している状況です。平成26年度には、クラブ数は50室になりました。

(単位：人)

(単位：室)



※ 各年5月1日現在（1～3年生、公設クラブのみ） 入会児童のH5～H16 は旧松江市分 H23～東出雲町含む

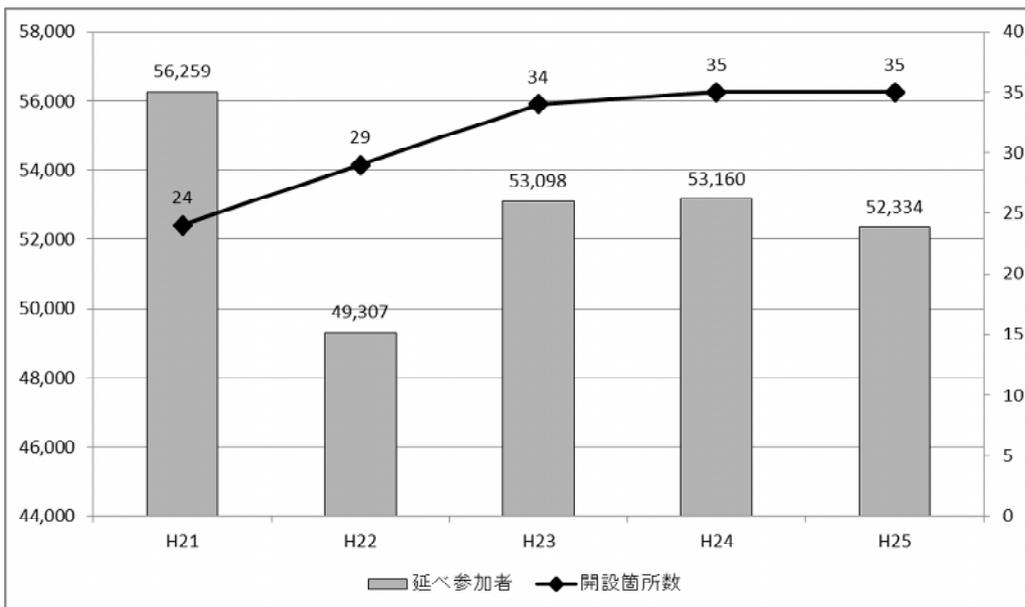
※ 児童数は、クラブ開設校の小学1年～3年生

② 放課後子ども教室の状況

平成24年度から全校区で開設しています。平成25年度の延べ参加者は52,334人となっています。

(単位：人)

(単位：箇所)



ニーズ調査より

※ニーズ調査…P.11を参照してください

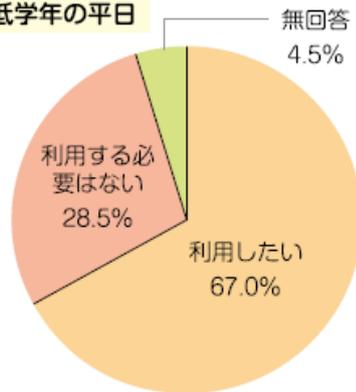
● 小学校低学年での放課後児童クラブの利用希望

平日は、「利用したい」が67.0%、「利用する必要はない」が28.5%です。

長期休業中は、「利用したい」が70.1%、「利用する必要はない」が24.3%。

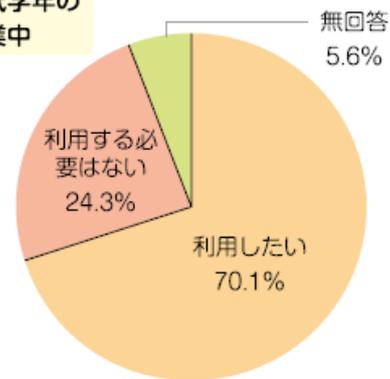
● 児童クラブ利用希望

小学校低学年の平日



● 児童クラブ利用希望

小学校低学年の長期休業中



● 小学校高学年での放課後児童クラブの利用希望

少し先の将来のことを聞いているので、今は分からないという回答が多いですが、利用希望が一定程度はあります。

	4年生	5年生	6年生
利用したい	30.2%	22.6%	21.6%
長期休業中のみ利用したい	17.3%	18.3%	17.1%
利用する必要はない	11.2%	14.5%	15.7%
今は分からない	38.3%	41.6%	42.5%
無回答	3.0%	3.1%	3.1%

課題

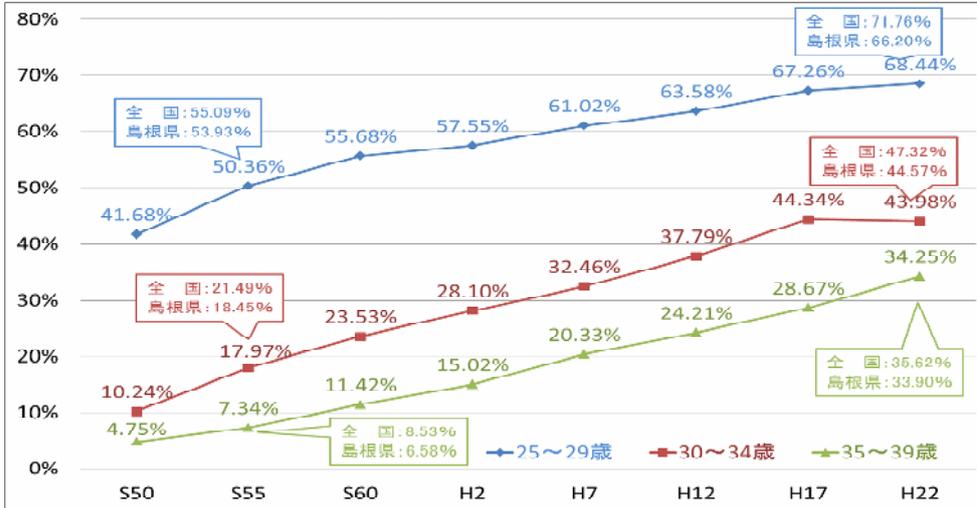
- 入会児童数の増加に伴いクラブ室数の増を図ってきましたが、依然として利用希望が高いため、受け入れ環境の整備を要する施設について対応を検討する必要があります。

⇒ **計画** P.51『多様なニーズに対応した子育て支援事業の実施』

7 未婚率の推移

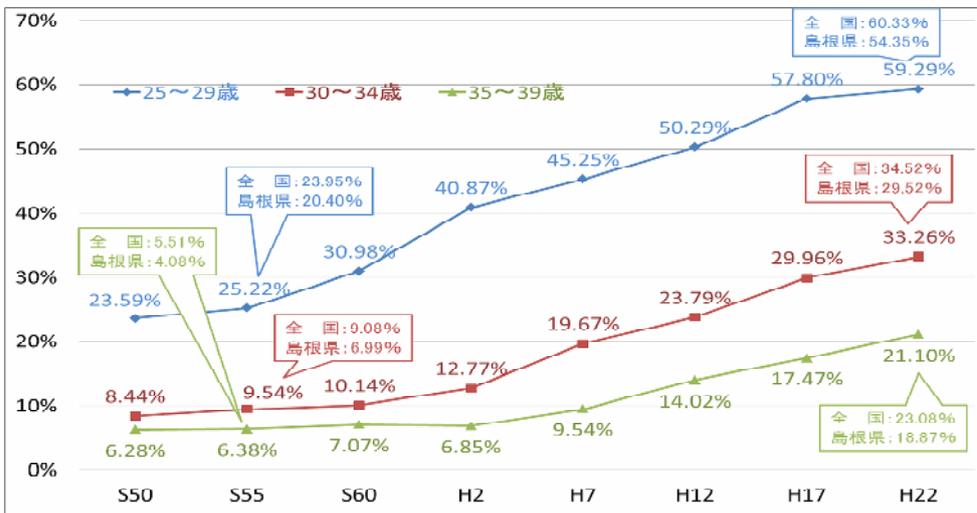
各年代で、男性、女性とも未婚率が上昇しています。平成22年には35～39歳の未婚率は、男性34.25%、女性21.10%となっています。

■男性（松江市）



※ 国勢調査より

■女性（松江市）



※ 国勢調査より

課題

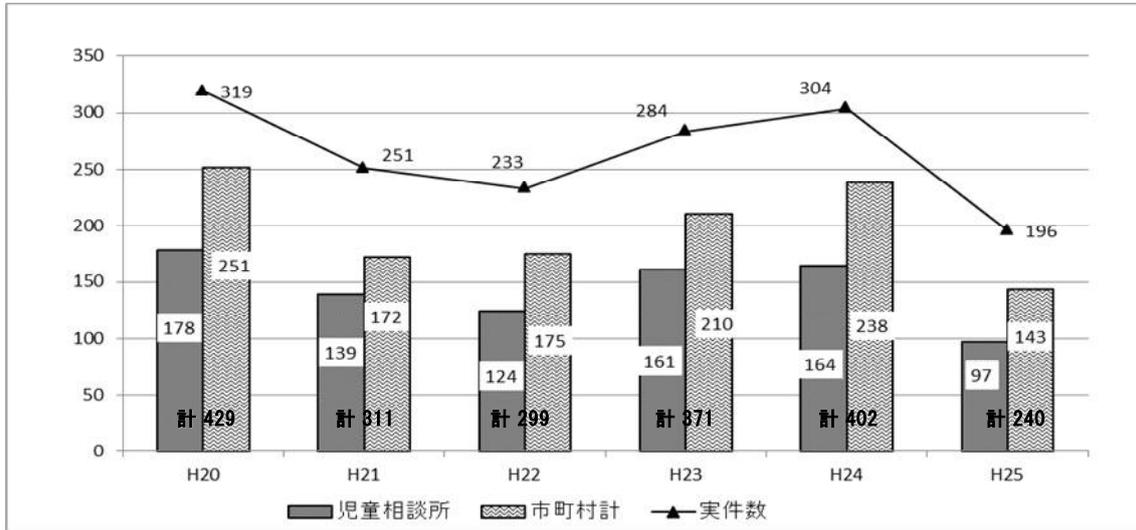
- 未婚化・晩婚化の改善に取り組んでいく必要があります。
 ⇒ 計画 P.55『結婚対策の充実』

8 虐待相談の状況

(1) 島根県における児童虐待の新規受案件数の推移

近年の虐待の相談件数は300件～400件で推移していますが、平成25年度は240件と減少しています。

(単位：件)

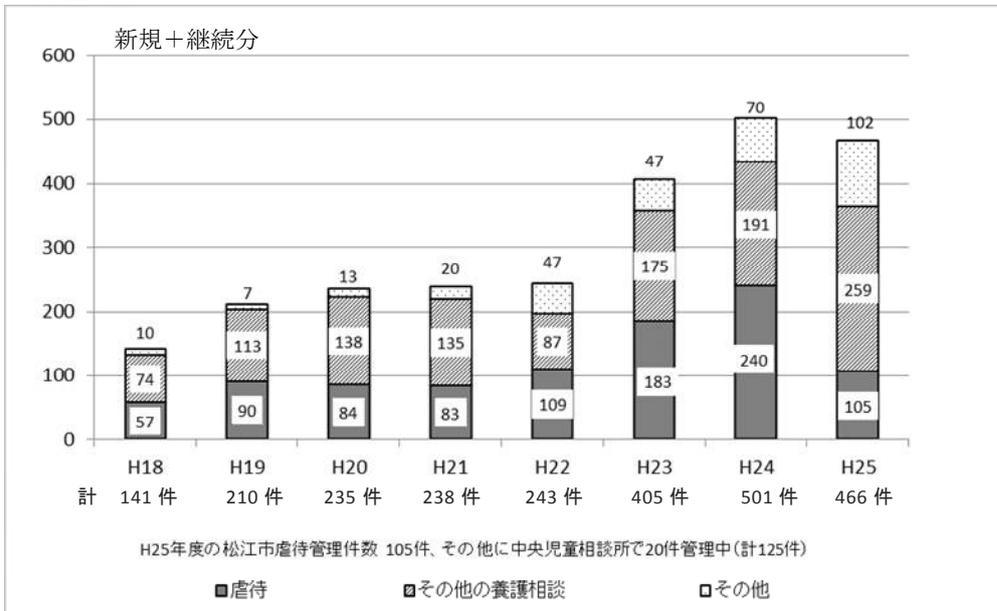


(2) 松江市家庭相談室における児童相談状況

① 虐待等管理件数の推移（年度末）

松江市が管理する相談ケースは、平成23年度から大きく増加しています。

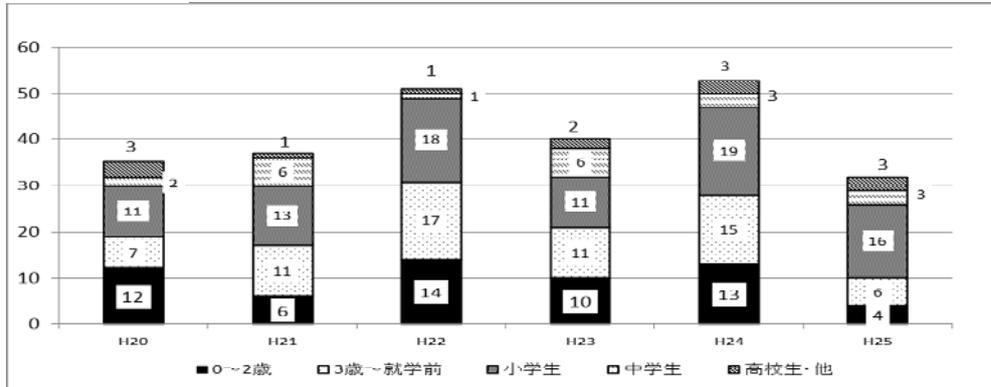
(単位：件)



- ・虐待とは①身体虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待の事実が確認された場合
- ・その他の養護相談とは、虐待の事実は確認できなかったが虐待が疑われる場合
- ・その他とは、不登校、触法行為、自閉症、知的障害、育児・しつけ等の相談

② 被虐待児の年齢別推移（新規分）

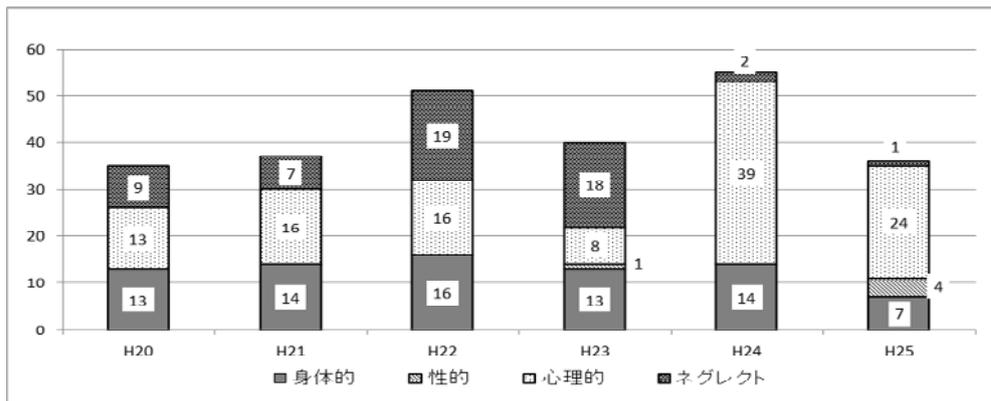
（単位：人）



③ 虐待種別ごとの推移（新規分）

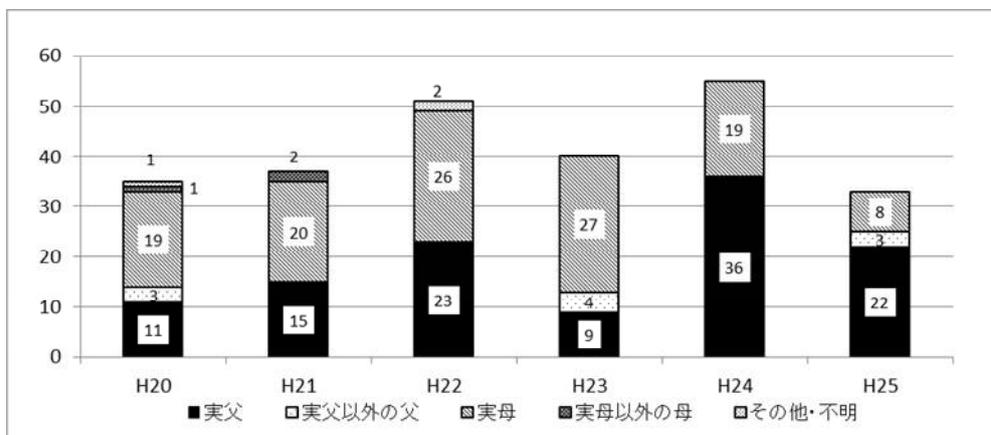
平成 24 年度から DV 事例で心理的虐待が認められた場合は、虐待として受理したため「心理的」が多くなりました。

（単位：人）



④ 虐待者の推移（新規分）

（単位：人）



※ 重複あり

課題

- 児童虐待に関する啓発等により、近隣者や保育所等からの通報、相談件数が増えています。すみやかに実態把握の為に調査が行える体制づくりと人材育成が主要です。適切な支援を行う為にも関係機関の役割を明確化して、調整・連絡機能を果たす必要があります。

⇒ **計画** P.55 『児童虐待防止』

9 育児休業の取得について

ニーズ調査より

※ニーズ調査…P.11を参照してください

● 育児休業の取得状況

母は、育児休業を「取得した」が43.8%、「取得していない」が16.2%。

父は、育児休業を「取得した」が1.4%、「取得していない」が91.1%。

	母	父	
働いていなかった	39.3%	0.4%	
取得した（取得中である）	43.8%	1.4%	⇒②へ
取得していない	16.2%	91.1%	⇒①へ
無回答	0.7%	7.2%	

① 育児休業を取得しなかった理由

	母	父
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	22.5%	26.8%
仕事が忙しかった	12.7%	33.0%
経済的に苦しくなる	13.0%	28.9%
配偶者が育児休業制度を利用した	0.3%	32.0%
配偶者や祖父母等に見てもらえるなど、利用する必要がなかった	5.2%	33.4%
子育てや家事に専念するため退職した	41.0%	0.5%
職場に育児休業制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	29.3%	11.7%
その他	18.9%	5.5%

※ 複数回答の為、合計が100%を超えます。

② 子どもが何歳になるまで育児休業を取得したか

	母		父	
	実際	希望	実際	希望
0か月～6か月未満	10.9%	1.5%	40.4%	30.8%
6か月～1歳未満	31.0%	5.2%	4.0%	3.8%
1歳～1歳6か月未満	47.8%	40.1%	4.0%	3.8%
1歳6か月～2歳未満	5.8%	15.4%	16.0%	7.7%
2歳～2歳6か月未満	2.1%	11.2%	0.0%	3.8%
2歳6か月～3歳未満	0.6%	1.3%	0.0%	0.0%
3歳以上	0.8%	11.1%	0.0%	0.0%
無回答	1.1%	14.1%	36.0%	50

課題

- 育児休業制度の普及啓発が必要です。

⇒ 計画 P.62『企業における仕事と子育ての両立支援』

10 子育てを支える地域環境について

ニーズ調査より

※ニーズ調査…P.11を参照してください

- 公民館や自治会などを中心に、身近な地域で支えあっていきたい
「そう思う」と「どちらかという、そう思う」が、合わせて75.8%です。

	回答数	割合	
そう思う	726	38.3%	} 75.8%
どちらかという、そう思う	713	37.6%	
どちらともいえない	302	15.9%	} 5.8%
どちらかという、そう思わない	61	3.2%	
そう思わない	50	2.6%	
分からない	41	2.2%	
無回答	5	0.3%	
合計	1,898		

- 市内全域で子育て中の保護者同士のネットワークを築き、子育て支援センターなどを利用しながら育てたい

「そう思う」と「どちらかという、そう思う」が、合わせて64.1%です。

	回答数	割合	
そう思う	452	23.8%	} 64.1%
どちらかという、そう思う	765	40.3%	
どちらともいえない	442	23.3%	} 9.3%
どちらかという、そう思わない	111	5.8%	
そう思わない	66	3.5%	
分からない	55	2.9%	
無回答	7	0.4%	
合計	1,898		

- ツイッターやインターネット、紙も含めた情報媒体などで、子育て関連情報をたくさん知りたい

「そう思う」と「どちらかという、そう思う」が、合わせて63.1%です。

	回答数	割合	
そう思う	486	25.6%	} 63.1%
どちらかという、そう思う	712	37.5%	
どちらともいえない	404	21.3%	} 13.0%
どちらかという、そう思わない	124	6.5%	
そう思わない	123	6.5%	
分からない	38	2.0%	
無回答	11	0.6%	
合計	1,898		

- 自分でも子育てに関する情報発信をし、質問・相談にもこたえるなど、双方向の情報交換をしたい

「そう思う」と「どちらかという、そう思う」が、合わせて33.1%、「どちらともいえない」が35.8%、「そう思わない」と「どちらかという、そう思わない」が合わせて27.3%です。

	回答数	割合	
そう思う	168	8.9%	} 33.1%
どちらかという、そう思う	460	24.2%	
どちらともいえない	679	35.8%	} 27.3%
どちらかという、そう思わない	280	14.8%	
そう思わない	237	12.5%	
分からない	66	3.5%	
無回答	8	0.4%	
合計	1,898		

- 自分が支援を受けるだけでなく、自分の経験をいかして子育て世帯を支援していきたい

「そう思う」と「どちらかという、そう思う」が、合わせて39.5%、「どちらともいえない」が36.0%、「そう思わない」と「どちらかという、そう思わない」が合わせて18.6%です。

	回答数	割合	
そう思う	207	10.9%	} 39.5%
どちらかという、そう思う	543	28.6%	
どちらともいえない	683	36.0%	} 18.6%
どちらかという、そう思わない	192	10.1%	
そう思わない	161	8.5%	
分からない	104	5.5%	
無回答	8	0.4%	
合計	1,898		

課題

- 身近な地域で支えあえる子育て環境をつくっていく必要があります。
⇒ 計画 P.60『子どもと子育てを地域で支える取組の促進』

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

みんなで子どもを育む “子育て環境日本一・松江”

子どもが健やかに育つことは、親だけでなく松江に暮らすみんなの願いです。子どもが家庭と地域の温もりに包まれて、心身ともに健全に育つ松江の実現を目指します。

そして、子どもが大人になった時、松江で大切にされて育ったことが生きる力となることを、また、松江をあたたかいふるさとと感じてもらえることを願います。

また、子どもが健やかに育つためには、保護者が喜びを感じながら子育てができることが大切です。社会全体で保護者に寄り添い、子育てを支える松江の実現を目指します。

そして、子どもの健やかな成長が、松江に暮らすみんなの喜びとなる事を願います。

1 基本目標

本市における子ども・子育て支援の課題の解決をすすめ、基本理念を具現化するために、次の4つの基本目標を設定し、この目標を踏まえて各種施策を実施します。

(1) 子どものための保育・教育の充実

子どもが自己を確立し、思いやりと豊かな心を持った人間として成長できるよう、子どものための保育・教育の充実に取り組みます。

保育所・幼稚園での就学前の保育・教育の充実、小中学校教育の充実、家庭や地域における子どもの人間形成につながる施策の充実に取り組みます。

本市の豊かな自然環境、歴史と文化にいろどられた社会環境の中で子どもが健やかに成長するよう、乳幼児期から青少年期までを視野に入れて取り組みを進めます。

(2) 子どものための保護者支援

結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行うことによって、子どもを安心して産み育てることができる環境をつくります。

保護者の育児を肩代わりするのではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことが可能となり、子どもの健やかな育ちに結びつくよう保護者支援を行います。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合って子育てができ、実際に子育てを経験することを通じて親として成長できる環境づくりを進めます。

(3) 子どものための安全・安心の環境づくり

すべての子どもが安心して生き、守られ、育つ権利が尊重された環境づくりを進めます。

虐待、貧困、家族の状況などの事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に、適切な保護及び援助を講じること、子どもが安全に生活できる環境づくりを進めることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

すべての子どもが大事にされ健やかに成長できる社会、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

(4) 地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上

子育ては保護者が第一義的責任を有していることを前提としつつ、行政はもとより、企業や地域を含めた社会全体で、子育て中の保護者に寄り添い支えていく取り組みを進めます。

子どもが地域の中で大切にされて育ち、保護者が地域や職場の温かい支援を受け、子どもの健やかな成長を周囲とともに喜べるよう、子どもと子育て家庭を社会全体で支える取り組みを促進します。

2 計画の体系

基本理念	基本目標	
	施策	
みんなで子どもを育む <small>はぐくむ</small> “子育て環境日本一・松江”	1 子どものための保育・教育の充実	(1) 質の高い就学前の保育・教育の提供 (2) 就学前教育から小学校教育への円滑な接続の促進 (3) 地域の教育力を活かした学校教育の充実 (4) 学校教育等における人権教育 (5) 乳幼児期からの心とからだを育む体験の充実 (6) 食育・歯育の推進 (7) 青少年の育成
	2 子どものための保護者支援	(1) 親子の健康づくり (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実 (3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援体制の充実 (4) 家庭や地域の子育て力向上 (5) 保護者負担の軽減 (6) 結婚対策の充実
	3 子どものための安全・安心の環境づくり	(1) 大人に対する子どもの人権尊重の啓発 (2) 児童虐待防止 (3) ひとり親家庭の自立支援の推進 (4) 貧困世帯の子どもへの対応 (5) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動
	4 地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上	(1) 子どもと子育てを地域で支える取組の促進 (2) 遊び場・生活環境の充実 (3) 企業における仕事と子育ての両立支援 (4) 男性の育児参加促進

第4章 計画の内容

1 子どものための保育・教育の充実

(1) 質の高い就学前の保育・教育の提供

① 就学前の保育・教育を提供する体制の確保

就学前の子どもに、発達段階に応じた質の高い保育・教育が適切に提供されるよう、計画的に保育・教育を提供する体制を確保します。

子ども・子育て支援法第19条第1項の2号・3号* 認定の子どもに提供する保育（教育を含む）については、基本的には認可保育所・認定こども園で確保を図ります。

本市ではこれまで待機児童解消に力を入れ、保育所の新設を行い、平成25年度と平成26年度は年度当初の待機児童を解消することができました。

しかし、年度の途中では0歳児を中心に待機児童が発生しています。引き続き子育てと仕事の両立を支援するため、年度の途中で生じる保育所待機児童の解消を図ります。

1号* 認定の子どもに提供する教育については、基本的には国公立幼稚園・私立幼稚園・認定こども園で確保を図ります。

公立幼稚園においては、保育所整備がすすんだ影響から利用者の減少傾向が続いており、将来においても就学前児童数の減少が予測されることから改善を見込むことが難しい状況にあります。適正な集団教育を提供することが困難な小規模園が増えており、規模の適正化を図っていく必要があります。

保育所・幼稚園において、特別な支援が必要な子どもが円滑に保育・教育を利用できる体制を確保します。特別な支援が必要な子どもに、個の特性に応じて支援や指導を行う特別支援幼児教室* の充実を図ります。

施策	内容	具体的方策
必要量に応じた就学前の保育・教育を提供する体制の確保	・各年度における保育・教育の量の見込みや利用児童数の推移、待機児童数の推移等に基づき、就学前の保育・教育を提供する体制を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所・認定こども園・公立幼稚園・私立幼稚園を基本として提供体制を確保します。 ・保育ニーズには認可保育所で対応していくことを基本とし、年度途中で生じる待機児童の解消を図るため、認可保育所の利用定員の弾力化などを継続して実施します。 ・年度後半の入所を受入れるため、あらかじめ保育士を確保する私立保育所に対する支援を行います。 ・国・県の補助制度等を活用し、老朽化した施設の改修を中心に保育所施設整備を進め、年齢ごとに必要量に応じた利用定員の確保を図ります。 <p style="text-align: right;">量の見込み等(P.64)</p>
公立幼稚園規模の適正化	・公立幼稚園の規模の適正化を図ります。	・小規模園で園児数が増加する見込みがない園については、「松江市幼稚園・保育所(園)のあり方計画」に基づき、統廃合を検討します。

保育所における特別な支援が必要な子どもの受け入れの充実	・各認可保育所で特別な支援が必要な子どもの受け入れを行います。	・私立保育所に対し、障がい児保育事業*、発達促進保育事業*による支援を継続して実施します。 ・公立保育所で特別な支援が必要な子どもの受け入れを行います。
幼稚園における特別支援教育の充実	・特別支援幼児教室の拡充とともに、幼稚園・幼保園における特別支援教育の充実を図ります。	・特別支援幼児教室*の設置、特別支援指導員*等の配置により、市内全域にわたる支援体制を構築します。

*子ども・子育て支援法における保育・教育施設や地域型保育型事業を利用する際の認定区分

- 1号認定…3～5歳、教育のみを利用する（法第19条第1項第1号）
- 2号認定…3～5歳、保育の必要性がある（同2号）
- 3号認定…0～2歳、保育の必要性がある（同3号）

*特別支援幼児教室

特別な支援が必要な子どもが、日頃は在籍している幼稚園、保育所等で保育を受けながら、決められた曜日に「特別支援幼児教室」に通級し、個の特性に応じた指導を幼稚園教育の中で受けることができる教室。母衣幼稚園、中央幼稚園、城北幼稚園、掛屋幼稚園、幼保園のぎ、しんじ幼保園、城西幼保園の7園に設置している。

*障がい児保育事業

障がい児の受け入れに取り組む保育所に保育士を配置し、障がい児の保育の推進を図ることを目的とした事業。

*発達促進保育事業

特別な配慮が必要と認められる児童（障がい児保育事業の対象児童を除く）の受け入れに取り組む保育所に保育士を配置し、特別な配慮が必要と認められる児童の保育の推進を図ることを目的とした事業。

※ 松江市では「松江市障がい児等保育対策事業」として、「障がい児保育事業」と「発達促進保育事業」を実施している。

*特別支援指導員

公立幼稚園で特別な支援が必要な子どもを受入れる際に配置する職員。

② 幼保一元化の推進

認定こども園及び幼保園は保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受入れることができ、安定した子育て・子育て環境を提供できる施設です。認定こども園及び幼保園の利用を希望する保護者がそれらの施設を選択することができるように、認定こども園・幼保園の普及を促進します。

施策	内容	具体的方策
認定こども園の普及促進	幼稚園・保育所に対し、認定こども園への移行を支援します。	・国・県の補助制度等を活用し、認定こども園に移行する施設に対して施設整備を支援します。 ・幼保連携型認定こども園に移行する施設において、保育士・幼稚園教諭どちらか一方の資格のみを有する職員のもう一方の免許取得が円滑にすすむよう支援します。
公立幼稚園・公立保育所の幼保一元化	・幼保園を整備し、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受入れることができる環境づくりを進めます。	・「松江市幼稚園・保育所(園)のあり方計画」に基づき、幼保園を基本に統廃合を行いながら幼保一元化を推進します。 ・幼保一元化を円滑に進めるため、公立幼稚園と公立保育所との職員の人事交流や両資格保有者の採用を行います。

③ 就学前の保育・教育の質の向上

保育所保育指針及び幼稚園教育要領をしっかりと踏まえながら、松江市の自然環境・社会的文化的環境・人的環境を生かした、より質の高い保育・教育が行えるよう取り組んでいきます。

また、地域住民等との交流により、永年にわたって培われ伝えられた松江の文化や伝統を保育や教育に取り入れて質の向上につなげます。

施策	内容	具体的方策
就学前の保育・教育内容の指導監督の実施	・保育・教育の内容について、保育所・幼稚園等の指導監督を行います。	・保育所・幼稚園等の運営基準の確認*を行うなかで、保育・教育の質の向上を図るため、保育・教育の内容について指導や監督を行います。
「就学前教育保育指導計画作成のためのガイドライン」の活用促進	・「就学前教育保育指導計画作成のためのガイドライン(平成16年3月)」を改訂し、活用を促進します。	・「就学前教育保育指導計画作成のためのガイドライン(平成16年3月)」を改訂します。 ・保育所・幼稚園に「ガイドライン」を配布します。 ・訪問指導を行う中で、「ガイドライン」を実践するための指導を行います。
教職員に対する研修や指導の充実	・保育士、幼稚園教諭等を対象とした研修会を開催します。	・市内の保育所・幼稚園・認定こども園等の教職員を対象に保育・教育のスキルアップや安全管理等に関する研修会を開催し、教職員の資質向上に努めるとともに、相互の理解と連携を深めます。
	・保育所に対し、保育や調理に関する指導を行います。	・保育所に対し、保育指導員、管理栄養士による訪問指導を実施します。 ・保育所が行う自主研修を支援します。
	・公立幼稚園に対し、教育に関する指導を行います。	・公立幼稚園に対し、指導主事による訪問指導を行います。 ・松江市幼稚園教育研究会が行う初任者研修、実践発表会を支援します。
地域等との連携による質の向上 ※4-(1)にも掲載 地域2 (P.60)	・児童や保護者と地域住民や異校種との交流を行い、子どもの経験を広げます。	・保育所・幼稚園が行う地域住民との交流を支援します。 ・中学校や高校で実施される体験型授業の受け入れを積極的に行い、異年齢交流を継続して行います。

*運営基準の確認

子ども・子育て支援新制度では、市町村は、施設型給付等の財政支援を受ける施設等に対して、遵守すべき運営基準を定め、指導監督を行う。運営基準の中には保育所保育指針及び幼稚園教育要領に則った保育・教育の提供が含まれる。

(2) 就学前教育から小学校教育への円滑な接続の促進

幼児期と学童期の連携を推進し、保育所・幼稚園・小学校がそれぞれの独自性を保ちながらも、同じ視点をもって子どもを見つめて保育・教育を行うことで、幼児期の教育の充実と小学校への滑らかな接続を図ります。

施策	内容	具体的方策
学びの基礎力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市内の保育所・幼稚園で育った子どもを同じ視点で育て、学びの基礎力をもって小学校へ入学できるよう取組を進めます。 ・保幼小の職員が、年齢に応じた子どもの教育上の課題を共有できる取組を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・小学校の教職員を対象に、「松江市保幼小接続カリキュラム（平成25年12月作成）」を実践するための研修を行います。
一人ひとりの子どもの情報の共有化促進	<ul style="list-style-type: none"> ・保幼小の教職員の連携により、一人ひとりの子どもの個性を生かせるよう情報の共有化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会を保幼小合同で実施し、職員の連携促進を図ります。 ・就学に向けて、また就学後においても保幼小が連携し子どもの情報交換と状況把握に努めます。
保幼小の子どもの交流の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童と小学校児童との交流活動を行い、小学校への円滑な就学を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各保育所・幼稚園・小学校等で就学前児童と小学校児童との交流を継続して行います。
中学校区内(学園)での連携推進 ※4-(1)にも掲載 地域1 (P.60)	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区内(学園)の保幼小及び地域との連携を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学園小中一貫教育推進協議会への保育所・幼稚園の代表者の委員参加を進めます。
円滑な接続に向けた家庭の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に向けて子育てや家庭教育の手がかりとなるような情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に向けて子育てや家庭教育の手がかりとなるようなリーフレット等を作成し、配布します。

(3) 地域の教育力を活かした学校教育の充実

確かな学力、豊かな心、健やかな体といった生きる力を育む学校教育を目指します。そのため、キャリア教育* やふるさと教育を中核に据えた小中一貫教育を進め、道徳、総合的な学習の時間、体験活動、学校図書館教育、情報活用教育などを充実し、体力の向上や生活習慣の改善を図ります。また、小中一貫教育地域推進協議会との連携を図り、地域や保護者と一体となり地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

子どものいじめや暴力行為、不登校児童生徒、特別な支援が必要な児童生徒への対応など複雑多様化する子どもをめぐる問題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、子どもとのコミュニケーションを図り、子どもがのびのびと育つ環境づくりを進めます。

施策	内容	具体的方策
小中一貫教育(学園教育)の推進	・子どもたちの健やかな成長を図るために地域の教育力を生かし、幼児期から小中9年間の発達を見すえて、一貫した指導体制を構築します。	・学園(中学校区)ごとに、地域や児童・生徒の実態を踏まえ、それぞれの校区の特色を生かし、地域・保護者と協働して小中一貫教育を推進します。 ※4-(1)にも掲載 地域1 (P.60)
児童生徒の学力向上への取組	・小中一貫教育を基軸に各学園(中学校区)で小中学校が共同した学力向上の取組を進めます。	・各学校で工夫した授業づくりを進めるため、指導主事による学校訪問指導を行います。 ・国・県等の学力調査事業を分析し、授業改善等対策に生かします。
情報・グローバル社会に対応できる子どもを育てる取組	・子どもたちの学習意欲を高め、主体的に伝え合い学び合う力を身に付けさせるために、教育の情報化を進めます。	・ICTを活用した授業*が行えるよう環境整備を行うとともに、情報活用能力の系統的な指導を行います。 ・情報リテラシー及びコミュニケーション能力の育成を推進します。
	・学校図書館活用教育で探究的な学習を進め、子どもの思考力・判断力・表現力等を育成します。	・学校司書を全市に配置し、読書センターと学習センター、情報センターの機能の充実を図ります。 ・公立図書館と学校図書館などのネットワークを構築し、蔵書の共有化を進めます。
	・キャリア教育を実施し、グローバル社会の中で自立した生活ができる人材を育成します。	・小中学校が連携した系統的キャリア教育を推進するため、研修会・学習会の開催や職場体験学習などを行います。
	・「ふるさと松江」に誇りと愛着をもつ人材を育成するために、小中一貫教育による発達段階に応じた系統的なふるさと教育を行い、社会人になるための基礎的な力を育成します。	・小中学校でふるさとに関する学習を年間 35 時間以上実施します。 ・各校区の特色のある歴史文化、産業や特産物、環境などについて、体験をとおして総合的に学べるよう取り組みます。 ・発達段階に応じて地域に貢献をする活動を実施します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語教育により、児童生徒の英語における聞く力や話す力を伸ばし、英語への興味関心やコミュニケーション能力を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校及び女子高等学校に外国語指導助手(ALT)を配置します。 ・子どもたちが英語を学んだ成果を発揮できるよう、各種コンテスト等を実施します。
体育・健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「かしこい体* づくり」と「体力の向上」を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育の指導主事による、各校における体育の研究授業や校内研修会等の指導を行います。 ・体づくりモデル校・園を設置し、子どもの主体的な体づくりの研究実践を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康的な生活習慣の育成を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校での保健学習や保健指導を通し生活習慣病予防や正しい食習慣の定着の推進に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メディアが子どもに及ぼす影響を踏まえ、正しい生活習慣と情報を正しく活用する能力を身に着けるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア漬けから子どもを守る健全育成事業を実施します。
きめ細やかな児童生徒への指導と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童・生徒や保護者への支援を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校にソーシャルワーカーを配置し、個別の児童・生徒の学校生活や学習の支援を充実します ・青少年相談室での相談活動や学習活動を充実し、不登校児童・生徒の学校復帰を支援します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが居心地がいい学校・学級づくりを進め、いじめの未然防止を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート QU* を活用して子どもの学級に対する満足度を確認しながら、教育的な学級集団づくりを進めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止と、迅速な対応のための学校の組織的な取組を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ基本方針に基づいた計画的、組織的な取組を推進します。
小中学校における特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における特別支援教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級への支援のために、特別支援教育支援員を配置します。 ・特別支援学級の安全確保や指導充実のために、特別支援学級介助員を配置します。 ・指導主事による小中学校の訪問指導や相談を行います。 ・教職員を対象とした研修会を開催します。

* ICTを活用した授業

学校教育の場に情報通信技術 (ICT) を活用すること。電子黒板やノートパソコン、タブレット型端末などを用いた教育を指すことが多い。

* キャリア教育

個人が社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成・向上させるための教育のこと。

* アンケートQU

子どもたちの学校生活における満足度と意欲、学級集団の状態を調べることができる質問紙。

* かしこい体

松江市保幼小接続カリキュラムの中で掲げた 3 つのつきたい力(かしこい体・生活する力・学ぶ力)のひとつ。学習に向かうための力の基盤が整っている体のこと。

(4) 学校教育等における人権教育

小中学校においては、一人ひとりの人権を尊重する考え方や他人を思いやる心が持てるよう基礎学習としての人権教育の充実を図ります。

保育所・幼稚園においては、人権尊重の精神の芽生えを育み、差別を生まない人間関係づくりや豊かな人間性を育む保育・教育を推進します。

施 策	内 容	具体的方策
学校教育における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における人権教育を推進することにより、子ども・教職員の人権意識を高めます。 ・教職員人権教育研修会の中で「子どもの権利条約」について学習を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な人権課題について、教科や道徳などを通じて、子どもの人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う教育を推進します。 ・学校訪問指導を実施し、教員の資質向上を図ると共に、教職員人権教育研修会の中で「子どもの権利条約」について理解を深めます。
保育所・幼稚園における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所では保育所保育指針に基づき、人権を大切に育てる保育を実施します。 ・幼稚園では幼稚園教育要領に基づき、人権意識の芽生えを育む教育を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育・教育活動全体を通じて日常的に人権教育の推進に取り組みます。 ・保育所・幼稚園の訪問指導を実施し、教職員の資質向上を図ります。 ・保育所・幼稚園の教職員を対象に、人権に関する研修を実施します。

(5) 乳幼児期からの心とからだを育む体験の充実

子どもの豊かな感受性を培い、親子の情緒的交流を高めるために、絵本の読み聞かせの効用を啓発します。

子育て支援センターや児童館において遊びや文化・芸術に触れる体験等を提供し、子どもの心とからだづくりにつなげます。

施 策	内 容	具体的方策
本の読み聞かせの啓発	・絵本の読み聞かせを通じた親子の情緒的交流を支援します。	・乳幼児健診時におすすめの絵本リストの配布や、読み聞かせの大切さについて情報提供を行います。 ・本の読み聞かせの充実を図るため、ボランティアや NPO などの市民団体と協働し、読み聞かせを実施します。
図書館の充実	・子ども読書活動推進計画に基づき子どもへの読書支援に取り組みます。	・子育て支援センター・幼稚園・保育園などと連携し、親子で本に触れる機会の充実を図ります。
子育て支援センターの「つどい」の開催 ※2-(2)と関連 (P.49)	・親子のふれあい遊びや季節の行事、親子で文化・芸術にふれる体験などの提供を行います。	・松江市子育て支援センターや各地域のサテライトでつどいを開催し、子どもの心やからだを育てる体験を提供します。
児童館による遊び場の提供 ※4-(2)にも掲載 (P.62)	・子どもに健全な遊びを提供して健康を増進し、また、情操を豊かにするため児童館を運営します。	・引き続き東津田児童館、八雲児童センターを運営します。
子どもの体験を広げる取り組み等の情報提供	・さまざまな団体が実施する子どもの体験を広げる事業やイベント等の情報を提供します。	・ホームページ等を活用し、情報提供を行います。

(6) 食育・歯育の推進

心身の健全育成のために、乳幼児期からの適切な生活習慣の基礎づくりに心がける必要があります。食習慣や口腔ケアの定着により、生活リズムを確立して、生活習慣病予防、良好な情緒の発達など、多様な視点から「食育」と「歯育」を合わせて実施していく重要性が認識されています。

そのため、行政、食生活改善推進協議会等、子育て支援センター、保育所、幼稚園、学校などが連携し、家庭や地域で切れ目のない「食育」や「歯育」を進めていく体制を整え、子ども自身が食べ物の大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付けることで、将来にわたって健康な生活を送ることができるよう取り組みます。

あわせて、地域の公民館の乳幼児学級など、身近な場での食生活改善推進協議会などを中心に、「食」を通じた親子や異世代間のふれあい・交流を進めます。

本市の1歳6か月児健診や3歳児健診では、国や県の平均と比較してむし歯が多い状況であることから、乳幼児期から食育と連動した啓発に取り組んでいきます。

施策	内容	具体的方策
「食育」「歯育」活動の展開 ※4-(1)にも掲載 地域4 (P.60)	・行政、食生活改善推進員等、保育所、幼稚園、学校など、情報交換や連携を推進し食と歯の地区活動を展開していきます。	・地区活動を主軸とし、食生活改善推進員等の活動を通して身近な場で、食と歯の連動した意識啓発を行います。 ・また、特にむし歯の多い地区を強化地区として、歯と食を連動した活動をします。
乳幼児期からの栄養・食習慣・歯みがき習慣指導等の実施 ※4-(1)にも掲載 地域4 (P.60)	・地区の乳幼児教室、離乳食と歯の教室、乳幼児健診などにおいて、妊娠期・乳幼児期からの適切な食習慣の形成のための助言を行います。	・乳幼児健診において、栄養士、歯科衛生士、保健師が指導を行うとともに、各種教室を開催し、親の健康づくりを土台として、親子で取り組む食習慣・歯みがき習慣指導等の意識啓発を行います。
保育所・幼稚園・学校での「食」に関する学習の推進 ※4-(1)にも掲載 地域4 (P.60)	・子ども自身が自然の恵みに感謝する気持ちを持ち、望ましい食習慣やマナーを身に付けることができる「食育」を推進します。	・学校・家庭・地域・行政が連携して、児童・生徒に対し食育の企画や実践を増やします。
「給食」を活用した食育推進 ※4-(1)にも掲載 地域4 (P.60)	・地場農産品の使用割合の向上に取り組むとともに、「給食」そのものを教育媒体とした食育を推進します。	・地域の伝統食材や季節の伝統料理を給食に活用することで、地場農産品の消費拡大、及び食文化の継承をすすめます。
歯の健康の推進 (むし歯・歯周病予防の推進)	・乳幼児期、学童期を通して、歯科健診及び歯と口腔の健康づくりを支援していきます。	・1歳6か月健診や3歳児健診において、歯科健診を実施し、希望者には、フッ化物塗布をしていきます。 ・保育所、幼稚園、小中学校において、フッ化物洗口やブラッシング指導をすすめます。

(7) 青少年の育成

ふるさとへの愛着と誇りを持ち、美しいものや神秘的なものに感動する心豊かでたくましい子どもを育むため、地域が一体となって自然・歴史・文化・産業などの地域資源を活用した青少年の育成環境の充実に努めます。

また、体験学習や異世代交流などの地域活動に、青少年や保護者等の参加を促進しながら、各地域の青少年健全育成活動の活性化に努めます。

悩みを抱える青少年や家庭に対しては、関係機関やボランティアと連携・協力した支援ができる体制を充実していきます。

施策	内容	具体的方策
体験学習の充実	・各地区の行事、体験学習やボランティア活動に子どもたちの参加を促進します。	・各地区において、学習教室や伝統行事などを開催し、子どもたちと地域との交流を推進します。
青少年健全育成の推進	・青少年健全育成活動を推進します。	・地区青少年育成連絡協議会を中心に、各地区での異世代交流や体験活動を促進します。
青少年支援センターの充実	・関係機関との連携強化、支援ボランティアネットワークの構築、支援活動に取り組みます。	・電話、来所による相談や悩みを抱える青少年などの生活支援、就労支援、学習支援を実施します。
赤ちゃんとのふれあい体験の推進	・乳幼児とのふれあい体験の機会を提供します。	・小中学生の授業において、保育所、幼稚園や子育て支援センターなどで育児体験を実施します。 ・中学生を対象に、「フレッシュ子育てサポーター」活動を推進します。

2 子どものための保護者支援

(1) 親子の健康づくり

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。また近年、低出生体重児割合の増加、周産期医療機関からの連絡票の増加など、産後の支援を要する親子が増えています。

親子を取り巻く環境が複雑化・多様化する状況において、安心して出産・育児に取り組めるよう、妊娠中から妊婦やその家族が主体的に自らの生活や健康に関心を持てるような環境づくりを推進します。また、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を温かく見守り支える地域づくりを推進します。

① 切れ目ない妊産婦・乳幼児への支援の充実

施策	内容	具体的方策
妊婦の健康づくり	・安心して子どもを生むことができる環境をつくれます。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健コーディネーターの配置により、多岐にわたるサービス調整、総合的な相談対応を実施するとともに、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発に努めます。 ・妊婦健診の14回の助成を継続し、定期的な健康チェックの機会の確保と、経済的負担の軽減を図ります。 <p style="text-align: right;">量の見込み等(P.72)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢妊婦への対応を充実させます。 ・ハイリスク妊産婦や育児不安・養育問題を持つ親子の把握と、早期からの健康づくり・育児支援を行います。 ・産科医療機関との連携により、早期支援が必要な妊婦の把握に努め、訪問、電話等により支援します。 ・父親の妊娠出産育児に対する理解、協力を深めるための学習の機会を提供します。
産婦の健康づくり	・安心して子育てできる環境をつくれます。	<ul style="list-style-type: none"> ・産後の安心・安全を目的とした産後ケア(宿泊型、滞在型)のあり方について、関係機関との検討をすすめます。 ・保健所や産科医療機関などと、親子の健康管理上の課題を共有し、切れ目ない妊娠・出産支援体制の整備を検討します。
	育児不安やストレスの把握と軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医療機関との連携により、早期支援が必要な親子の把握に努め、こんにちは赤ちゃん訪問等により、タイムリーに産後の相談・支援を実施します。 <p style="text-align: right;">※3-(2)と関連 (P.56)</p>

乳幼児の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣の確立、心身の成長発達を促す取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問し、乳児と保護者の健康状態等の把握を行い、養育についての相談に応じます。 量の見込み等(P.70) 健康や養育上の問題を抱える家庭に訪問し、相談・支援を行います。 量の見込み等(P.70) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診を継続して実施します。 各種健康教育、健康相談を継続して実施します。 各健診において子どもの成長・発達の気づきを促し、発達健康相談等の場で適切な支援につなぎます。 子育てのポイント等をまとめた「すくすく子育て手帳」を、3歳児健診時に保護者に配布し、子育てに関する理解と啓発を図ります。 基本的な生活習慣確立のため、生活状況に応じ、専門スタッフが個別の相談に応じます。 ※2-(3)-①と関連 (P.53)
子どもの急病に対応できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの急病に関する知識の普及や相談先の紹介を行うとともに、急病に対応できる医療体制をつくります。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの急病時の不安解消や対処方法の参考となるハンドブックを周知・配布します。 休日・夜間の子どもの急病で心配なときに電話で相談ができる#8000(島根県小児救急電話相談)を周知・推奨します。 市立病院において、平日夜間や土・日・祝日に小児科の医師による診療を継続して実施します。
疾病や障がいのある子どもを持つ保護者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 多様な背景を理解し、的確な保護者支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種保健福祉事業を通し、要支援児、要支援家庭の早期発見と、早期支援体制づくりに努め、関係機関との連携を強化します。 長期療養児、慢性疾患児に対する相談支援の充実に努めます。 早期発見、早期支援における乳幼児健診等の情報活用のあり方を検討します。
不妊治療の支援	<ul style="list-style-type: none"> 不妊で悩む夫婦を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険適用の不妊治療及び人工授精に対し、自己負担の一部を助成し、経済的負担を軽減します。 県が行う特定不妊治療費助成制度(体外受精・顕微受精)の情報提供を行います。

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

施 策	内 容	具体的方策
学童期の健康づくり	・生活習慣の確立、心身の成長発達を促す取り組みを推進します。	・学校保健委員会等への参加により学校保健との連携を強化します。

③ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

施 策	内 容	具体的方策
健康に関する地域団体と行う乳幼児の健康づくり ※4-(1)にも掲載 地域3 (P. 60)	・母子保健推進員協議会、食生活改善推進協議会と地域の現状に基づく健康づくりを推進します。	・生活習慣の確立、むし歯予防事業、地域交流の事業を、母子保健推進員協議会、食生活改善推進協議会と協働して実施します。 ・子育て支援ネットワーク等を通じて、地域の現状・課題を共有し、学習の機会を提供します。 ・健康に関する地域団体と実施する地域における育児相談支援の推進について検討します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

① 在家庭の子育て支援

子育て家庭における子育ての負担や不安や孤立感を和らげるため、質の高い子育て支援を安定して提供できるよう、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

保護者が多様な教育・保育施設や子育て支援事業のなかから適切なものを選択し、円滑に利用できるよう利用者支援事業を実施します。

各地域の子育て支援センターなどを拠点に、子どもとその家族がいつでも集い交流ができる場の提供や子育てサークルの支援を行うほか、訪問型の子育てサポート事業やファミリーサポートセンター事業の利用促進を図ります。

母子保健推進員・民生児童委員等の地域の保育支援者と連携した公民館での乳幼児教室や出前講座を行い、地域における育児支援の輪を広げます。

あらゆる媒体を利用し、子育てに関する情報を提供するとともに育児相談にも応じていきます。

施策	内容	具体的方策
保育・教育施設や子育て支援事業の利用者支援事業*の実施	・保護者が保育・教育施設や子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。	・保育・教育施設や子育て支援事業の利用について保護者の相談に応じ、助言ができる体制を整備します。 量の見込み等 (P.69)
子育て支援情報の提供の充実	・ホームページ、ツイッター、新聞、TVなどを含め、子育てに関する情報を提供するとともに、気軽に育児相談ができる環境をつくれます。	・「赤ちゃん手帳」、「子育て支援センターだより」、ホームページ、ツイッターなどの充実に引き続き努めます。
子育て支援センターの充実	・松江市子育て支援センターを中核として、各地域のサテライト*や公民館と連携し、子育てに関する相談、親子の交流の場や情報の提供、子育てサークルなどの支援を行います。	・利用者ニーズに応じたサテライト機能の充実を図ります。 量の見込み等 (P.71) ・子育て支援センターから公民館などに出かける「出前講座」の充実を図ります。
訪問型子育てサポート事業の利用促進	・子育てホームサポーターが子育て家庭を訪問し、一時的保育とともに悩み相談やアドバイスをを行います。	・「子育て支援センターだより」、「ポケット版パンフレット」やちらし、ホームページなどを活用し、事業の周知を図ります。
ファミリーサポートセンター事業の利用促進	・子育ての援助を行いたい人と受けたい人のネットワークによる相互援助の事業を継続します。	・「子育て支援センターだより」、「ポケット版パンフレット」、「親ガモ子ガモ」やホームページ、ツイッターなどを活用し、事業の周知を図ります。 量の見込み等 (P.72)
子育て自主サークル等への支援 地域5 ※4-(1)にも掲載(P.60)	・子育てサークルや子育てボランティア等の支援団体の育成と自主運営の支援を行います。	・自主サークルの活動に対して、場の提供や情報提供を積極的に行い支援して行きます。

公民館の乳幼児学級への支援	・公民館で開催される乳幼児学級を支援します。	・公民館で開催される乳幼児学級へ保健師が参画し協力するなどの支援を行います。・子育て支援センターから出かける「出前講座」の充実を図ります。
地域との連携 地域6 ※4-(1)にも掲載(P.60)	・地域住民による子育て支援活動のネットワークづくりを支援するとともに、地域の子育て支援者の育成を図ります。	・子育て支援センターが「出前講座」を行う際に、地域の保育支援者とともに講座を運営することを通じて、地域の子育て支援活動のネットワークづくりを支援するとともに、子育て支援者の指導方法や遊びの提供方法の向上を図ります。
	・地域に開かれた保育を実施します。	・保育所や幼稚園が行う子育て講座開催や世代間交流、異年代・異校種交流、地域の子育て家庭との交流などの取り組みを支援します。

＊利用者支援事業

子どもや保護者が、多様な教育・保育や子育て支援事業の中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを円滑に利用できるよう、コーディネートする事業。

＊サテライト

松江赤十字乳児院、おもちゃの広場、鹿島子育て支援センター、美保関子育て支援センター、東出雲子育て支援センター、やくも子育て支援センター、宍道子育て支援センター、たまゆつどの広場

② 多様なニーズに対応した子育て支援事業の実施

共働き家庭の増加や核家族化の進展、就労形態の変化などに伴い、保護者が求める公的な支援は多様化しています。子育てと仕事の両立を希望する者を支援するため、働き方に応じた多様な保育サービスの充実を図ります。

子どもが小学校に就学した後の共働き家庭を支援するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、放課後の児童対策を実施します。

施策	内容	具体的方策
保育サービスの充実	・働き方に応じた保育サービスを提供し、子育てと仕事の両立支援や在家庭での子育て支援を行います。	・特別保育(延長保育、休日保育、夜間保育、一時預かり保育など)の拡充に努めます。 ・幼稚園で一時預かり保育を実施します。 量の見込み等 延長保育(P.69) 保育所での一時預かり(P.71) 一時預かり事業(幼稚園)(P.71)
放課後子ども総合プラン*	・全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように児童クラブと放課後子ども教室推進事業を実施します。	・一体型の児童クラブ及び放課後子ども教室を31年度までに22箇所設置します。 ・両事業の連携促進のため、スタッフの合同研修会を年10回程度開催します。 ・事業実施にあたり、学校施設の活用が一層促進されるように学校や地域に理解と協力が得られるよう働きかけます。
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	・保護者が就労等により昼間留守家庭の小学校1～3年生児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者の就労支援を行います。 ・運営主体である各地区運営委員会の理解と協力を得て預かり事業を実施します。	・学齢に応じた児童の発達や健全育成の観点に考慮しながら、多様化する保護者ニーズに対応するために必要なサービスを提供していきます。 量の見込み等 (P.69) ・時間延長支援事業費補助金の活用により、地域のニーズに応じた預かり時間延長の取り組みが促進されるよう支援していきます。
放課後子ども教室推進事業 地域7 ※4-(1)にも掲載(P.61)	・放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て様々な活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	・スタッフの各種研修の実施や情報交換の場の設定、情報誌の発行など、既に全校区で開設している放課後子ども教室の継続運営及び内容の充実に向けた支援をしていきます。
特別支援学級在籍児童の長期休業中の預かりの実施	・市立小学校の特別支援学級に在籍し、児童クラブに在籍していない児童を夏休み・冬休み期間中に預かり、児童の健全育成ならびに保護者の就労支援や育児負担軽減を図ります。	・3校程度の小学校で実施します。

病児・病後児保育の実施	・集団保育が困難な病気療養中及び回復期の児童を預かります。	・病児・病後児保育を継続して実施します。 量の見込み等(P.71)
トワイライトステイ事業*の実施検討	・夜間の保護者の仕事や病気などの際、児童を一時的に預かるトワイライトステイ事業の実施を検討します。	・ひとり親家庭や夜間に仕事が多い家庭などを支援するため、トワイライトステイ事業の実施について検討します。 量の見込み等(P.70)
子育て短期支援(ショートステイ)事業* 実施検討	・子育て短期支援(ショートステイ)事業の実施を検討します。	・保護者の疾病、出産、また仕事の出張などにより、家庭において子どもを一時的に養育することが困難となった場合に支援を行う子育て短期支援(ショートステイ)事業の実施について検討します。 量の見込み等(P.70)
認可外保育施設利用に対する支援	・認可外保育施設を利用する児童・保護者に対して支援を行います。	・保護者が円滑に認可外保育施設を利用できるよう、認可外保育施設に関する情報提供を行います。 ・国・県の制度を活用して支援を行います。

*放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるため、文部科学省と厚生労働省両省が進めるプラン。松江市は放課後児童クラブ・放課後子ども教室いずれも教育委員会所管事業である。

*トワイライトステイ事業

夜間に仕事等の理由により家庭で子どもを保育することが困難な場合に、一時的に子どもを預かる事業。

*ショートステイ事業

家庭で子どもを保育することが困難な場合や、母子を保護することが必要な場合に、一時的に子どもを預かる事業。利用期間は原則7日以内。

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援体制の充実

① 教育・保健・福祉・医療等が連携した相談支援体制の充実

特別な支援が必要な子どもへの支援については、保護者との情報共有に努めながら、就学前から中学校や高校まで、切れ目のない継続した支援を受けることができるようにすることが大切です。そのために、乳幼児期・学齢期・青年期のそれぞれのステージにおいて一貫した相談支援が可能となるよう、「発達・教育相談支援センター『エスコ』」（以下「エスコ」という。）を相談拠点に、教育・保健・福祉・医療等が連携した相談支援体制を構築し、一人ひとりの子どもに応じた成長・発達を促します。

※条例・規則などで用いられている文字は、「害」（漢字）で表記しています。

施策	内容	具体的方策
教育・保健・福祉・医療等が連携した一貫した乳幼児期からの早期発見・相談支援体制の充実、及び早期からの特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする子どもに対して、教育・保健・福祉・医療などの各機関が連携した相談支援体制を充実します。 ・各関係機関や団体などとの連携を推進し、発達障がいなどへの対応を含めた特別支援教育の推進体制を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が情報を共有し、乳幼児期から青年期に向けた一貫した早期発見・相談支援体制をつくります。 ・サポートファイル「だんだん」* の活用により、一貫した支援体制を推進します。 ・関係機関連絡会議等を開催します。 ・特別な支援が必要な幼児の療育* の充実を図ります。 ・心身障害児地域小規模療育活動事業（なかよし教室）* を引き続き実施していきます。 ・保育所、幼稚園、小・中学校の支援力向上のための研修の充実を図ります。 ・保護者を対象とした家庭療育支援講座を開催します。
母子保健事業における支援 ※2-(1)と関連(P.47)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健診において、特別な支援を必要とする子どもが、適切な支援につながるよう取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診において、保護者に子どもの成長・発達の気づきを促し、発達健康相談やエスコの相談等の場で適切な支援につなぎます。 ・子育てのポイント等をまとめた「すくすく子育て手帳」を、3歳児健診時に保護者に配布し、子育てに関する理解と啓発を図ります。

*サポートファイル「だんだん」

保護者が相談記録や保育所・幼稚園・小学校等の大切な資料等をファイリングし、母子手帳と一緒に管理し、専門機関に相談する際に提示して情報共有を図るのもの。

*療育

発達や行動面等に課題のある子どもに対し、一人ひとりのニーズに合わせてプログラムを作成し、個別指導を行うもの。（エスコで実施する「にこにこ教室」）

*心身障害児地域小規模療育活動事業

発達の遅れ（疑いを含め）のある乳幼児及びその保護者が、遊びを中心とした小規模集団活動を共に行うことにより、子どもの発達を促すことや保護者を支援して行くもの。

対象者は乳幼児健康診断・発達健康相談・医療機関等から紹介を受けた乳幼児とその保護者。

② 障がいのある子どもに対する支援体制の充実

障がいのある子どもが、将来にわたって地域社会で安心して暮らせるように、総合相談窓口である「障がい者サポートステーション絆^{*}」と「エスコ」、特別支援学校等が連携した支援体制の充実を図ります。

また、保護者や学校に対し、障がいがある子どもが利用できる福祉サービスや地域での取組みを情報提供し、在宅や施設等での支援を行います。

※条例・規則などで用いられている文字は、「害」（漢字）で表記しています。

施策	内容	具体的方策
障がいのある子どもが地域で体験活動と交流ができる取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもたちが、地域の人と交流できる環境づくりを継続して行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館だより、社協だより、ホームページ等を活用し、地域等での取り組みを、広く周知します。 障がいのある子どもたちの地域での交流事業を支援します。 障がい児(者)ボランティア講座を開催し、サポーターを養成します。
福祉サービスによる障がいのある子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもに関する相談支援体制を充実させるため、関係機関との連携を強化します。 就学前から中学、高校まで切れ目ない障がい福祉サービス利用の推進を図ります。 保護者の病気等の際、障がいのある子どもの一時的な保護を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 「サポートステーション絆」の機能強化を図り、エスコ、特別支援学校を始め関係機関との連絡会や研修等を通じて連携を強化します。 保護者、学校や医療機関に対して、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援等の障がい福祉サービスに関する情報を広く分かりやすく提供します。 障がいのある子どもの一時的な保護を行うレスパイト事業や地域で働く体験をするしごとチャレンジ事業を実施します。

*障がい者サポートステーション絆

障がい種別や年齢の区分なく途切れない支援を行うための総合窓口として平成23年7月に開設し、障がいや生活環境により必要となるサービスや制度利用についての相談を行っている。

(4) 家庭や地域の子育て力向上

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、保護者が父母（子どもの祖父母）や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言を得ることが困難な状況となるだけでなく、子どもの健やかな育ちを支える祖父母や地域の力の低下も懸念される状況となっています。

保護者が親として成長することを支援するため、また子どもの健やかな育ちを支える地域を実現するため、家庭や地域の子育て力の向上を図ります。

施策	内容	具体的方策
家庭や地域の子育て力向上の推進 地域8※4-(1)にも掲載 (P.61)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する学習機会や情報提供を行い、家庭や地域の子育て力の向上を図ります。 ・親学プログラムを活用した講座を開催し、家庭教育支援の普及と推進に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターにおいて、子育て講座を開催します。 ・幼稚園、保育所、認定こども園で行われる子育て講座開催を支援します。 ・PTA や保護者会等に親学ファシリテーターを派遣し、親としての役割や子どもとのかかわり方について参加者同士が交流を通して楽しく学ぶことができる講座を開催を支援します。
保護者への電子メディア対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メディアが子どもの成長や発達に及ぼす影響を踏まえ、保護者が望ましい活用方法を身につけるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳交付時のリーフレットの配布や講演会の開催により、保護者に対して意識啓発を行い、子どもの望ましい生活リズムづくりにつなげます。 ・保育所や幼稚園、小学校、中学校で行われる保護者を対象とした研修会に、講師を派遣する等の支援を行います。 ・毎月1週間のチャレンジ週間を実施し、生活リズムの確立、家庭での会話や学習時間の確保への対策を図り、子どもの自己コントロール能力を育成します。

(5) 保護者負担の軽減

保護者支援の視点から、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。

施策	内容	具体的方策
子どもの医療費負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成を継続して実施し、経済的な負担を軽減します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学6年生までの医療費を無料化します。
就学前の教育・保育施設の利用者負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担の軽減により、経済的支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料軽減を継続して実施します。

(6) 結婚対策の充実

未婚化・晩婚化の改善のため、独身男女が結婚相手に出会う機会の創出を推進します。

施策	内容	具体的方策
結婚対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚を望む独身男女が互いに出会う機会を創出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中海・宍道湖・大山圏域の市町村及び民間ボランティア団体等が一体となった実行委員会を組織し、出会い創出イベントを島根、鳥取両県で開催します。

3 子どものための安全・安心の環境づくり

(1) 大人に対する子どもの人権尊重の啓発

家庭・地域の大人など子どもを取り巻く大人が、正しい人権感覚を持って子どもと接し、子どもが人権を尊重されてのびのびと育つことができるよう、家庭や地域社会における人権教育・啓発に取り組めます。

施策	内容	具体的方策
家庭や地域社会における人権教育・啓発の推進	・市民一人一人が家庭・地域において、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるため、人権教育の推進及び市民啓発に努めます。	・各地域人権教育推進協議会や公民館による地域ぐるみの人権教育の推進を図ります。 ・市民啓発事業を実施し、幅広い市民にさまざまな人権課題について啓発の機会を提供します。

(2) 児童虐待防止

児童虐待の背景には、児童の障がいへの無理解、家庭の育児力や地域コミュニティ機能の低下、家庭内の人間関係のトラブルや経済的問題、地域からの孤立など多様な要因があります。

虐待の予防、早期発見や対応をしていくためには、保健・医療・福祉・教育など関係者の養育問題への気づきやネットワークによる早期発見・介入・支援が重要です。

児童相談の窓口を中心に、庁内関係課や児童相談所などとの連携を強化しつつ、虐待の予防や再発防止、家庭支援に努めていきます。

施策	内容	具体的方策
児童虐待の予防事業の充実	・妊娠届などから出産後に養育の困難が予想される妊婦に、妊娠中から必要な支援を行います。	・妊娠中から身体的・精神的な不調が続く場合は、保健師や助産師が訪問し相談に対応します。 ・出産後、「こんにちは赤ちゃん訪問」(保健師や助産師の全戸訪問)による支援を行います。 ※2-(1) と関連 (P.46) ・出産後に家族からの育児支援が受けられず養育が困難な家庭にヘルパーを派遣します。
	・主任児童委員による児童虐待予防の紙芝居を行います。	・公民館で開催される親子などの集いで、紙芝居(子どもの健全育成)を行います。
児童虐待の早期発見と支援の充実	・保健・医療・福祉・教育関係者や学識経験者などで構成する要保護児童対策地域協議会で、児童虐待を含む要保護児童の実態及び課題を共有し支援します。	・代表者会議、実務者会議、事例検討会を開催し、情報の共有を図り、必要な支援を行います。 ・児童相談所、医療機関や学校などと連携しながら、適切な支援を行います。 ・保育所、幼稚園、学校の職員と保健師に対し、児童虐待の早期発見の研修を行います。
社会的養護体制の推進	・被虐待児童等保護を必要とする子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で、愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要であり、人権を保障され、かつ自立のために	・社会的養護を必要とする子どもたちが、里親家庭において、温かい愛情を受け信頼関係を築くとともに、家庭生活を体験する中で人との適切な関係の取り方や社会性を身に付けられるよう、児童相談所と連携し里親制度の啓発を行います。

	適切な援助が受けられるよう県と連携して支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・里親からの相談に対応します。 ・里親や児童養護施設等で生活する子どもたちが、地域の一員として健やかに成長できるように、里親や施設をはじめ、学校、児童相談所など地域の関係者が一体となって子どもたちの生活を見守り、その育ちを支えていきます。
--	-----------------------------	--

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚の増加に伴い、父子家庭・母子家庭といったひとり親家庭が増えています。子育てと生計を一人で担う必要があるひとり親家庭に対して、自立のための支援を行います

施策	内容	具体的方策
生活の安定と自立に向けた情報提供・相談	・ひとり親家庭からの相談に対応するとともに、活用できる制度などについての情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の相談を受け、家庭の状況に応じた支援を行います。 ・関係機関と連携して生活支援や就業支援を行います。 ・市や関係機関が実施する支援制度などの情報提供を行います。
経済的支援	・ひとり親家庭に対し経済的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭について、高校生の通学費を助成します。 ・ひとり親及び18歳未満の児童の医療費自己負担を一部助成します。 ・ひとり親家庭の母又は父に、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を給付し、就業支援を行います。 ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付の相談を受け付けます。 ・児童扶養手当の給付を行います。

(4) 貧困世帯の子どもへの対応

「子どもの貧困の連鎖」を解消するため、生活保護世帯の子どもで不登校の生徒に対す支援を引き続き行います。

施策	内容	具体的方策
生活保護世帯への支援	・生活保護世帯の子どもで、不登校の生徒への支援を行います。	・福祉と教育が連携し、不登校の生徒がいる世帯の状況を把握し、世帯に応じた個別の支援策を講じていきます。

(5) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動

子どもが被害にあう事件や事故が多様化している中、本市においても子どもたちを取り巻く環境の悪化が懸念されています。

学校・家庭・関係機関が連携し地域が一体となって、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを推進します。

施策	内容	具体的方策
子どもの安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する防犯教育や交通安全教育を徹底し、被害防止を図るとともに、保育所・幼稚園・学校などに対して地域の安全情報が積極的に提供されるよう働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教育指導員や交通指導員による交通安全教室や警察などと連携した防犯教室を開催します。 <p>地域9※4-(1)にも掲載 (P.61)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> スクールバス、生活バスなどの利用も含め、登下校の安全確保を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な地域においては、スクールバスを引き続き運行し、登下校時の安全を確保します。
	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもと、各地域において犯罪の抑止につながる見守り活動、パトロール活動などを促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯装備パトロール車によるパトロール活動などを推進します。 登下校時の見守り活動などを推進します。 <p>地域9※4-(1)にも掲載 (P.61)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 通学路安全対策会議の開催と通学路安全対策プログラムの実施を行い、通学路安全確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者による通学路安全点検と危険箇所改善要望箇所の現場点検をとおり、通学路の安全対策を実施します。
ネットトラブルやネット犯罪から子どもを守るための予防と対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ネットによるトラブルや犯罪の予防についての学習や研修会を実施します。 子どもたちのネットによるトラブルや犯罪が発生した場合、早急に保護者や関係機関と連携を図り対処します。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達段階に応じた内容を系統的に配列した学習を実施します。(例:ながらスマホの禁止、個人情報保護、フィルタリングの必要性、誹謗中傷やネットによるいじめ等について) ネットによるトラブル等が発生した場合、子どもが加害者や被害者にならないようトラブルや犯罪の内容を把握し、学校と保護者、関係機関が連携して解決し、再発の防止に努めます。
防犯灯・道路照明灯などの整備 地域10※4-(1)にも掲載 (P.61)	<ul style="list-style-type: none"> 地域や学校などと調整しながら安全設備を整備し、安全な環境をつくれます。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会が設置する防犯灯の設置費用や電気料に対し助成を行います。 自治会の要望や設置基準などを踏まえながら、必要な箇所に道路照明灯を設置します。 PTAや学校と連携しながら、子どもたちが通学路にある「暗がり地域」など危険地帯を知るための活動を働きかけます。
「子ども110番の家」などの防犯ボランティア活動の支援 地域11※4-(1)にも掲載 (P.61)	<ul style="list-style-type: none"> 防犯ボランティア活動の充実を図り、子どもたちが安心して生活できる環境をつくれます。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯協会などと連携し、「子ども110番の家」の拡大に向け取り組みます。

防犯チラシなどの配布	・警察や防犯協会と連携し、詐欺被害や自転車盗難被害の防止に向け取り組みます。	・関係機関の協力のもと、防犯チラシなどを作成し、地区公民館や学校などへの配布、公共交通機関への掲出により、犯罪防止の意識が向上するよう働きかけます。
------------	--	--

4 地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上

(1) 子どもと子育てを地域で支える取組の促進

行政、企業、NPO等の団体や地域住民など地域社会のあらゆる構成員が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、各々が協働してより積極的に子育て支援にかかわることが大切です。

地域や地域住民と行政が連携して、子どもと子育て家庭を支える取組を促進します。

施策	内容	具体的方策
小中一貫教育(学園教育)を地域で支える取組の推進 地域1 ※(再掲)1-(2)、1-(3)にも掲載 (P.39、P40)	・学園(中学校区)ごとに、小中学校・保育所・幼稚園が地域・保護者と協働して小中一貫教育を推進します。	・各学園の小中一貫教育推進協議会において連携を促進します。 ・小中一貫教育推進協議会への保育所・幼稚園の代表者の委員参加をすすめます。
保育所・幼稚園における地域等との連携による保育・教育の質の向上の促進 地域2 ※(再掲)1-(1)にも掲載 (P.38)	・児童や保護者と地域住民や異校種との交流を行い、子どもの経験を広げます。	・幼稚園・保育所が行う地域住民との交流を支援します。 ・中学校や高校で実施される体験型授業の受け入れを積極的に行い、異年齢交流を継続して行います。
健康に関する地域団体と行う乳幼児の健康づくり 地域3 ※(再掲)2-(1)にも掲載 (P.48)	・母子保健推進員や食生活改善推進員と、地域の現状に基づく健康づくりを推進します。	・生活習慣の確立、むし歯予防事業、地域交流の事業を、母子保健推進員、食生活改善推進員と協働して実施します。 ・子育て支援ネットワーク等を通じて、地域の現状・課題を共有し、学習の機会を提供します。 ・健康に関する地域団体と実施する地域における育児相談支援の推進について検討します。
健康に関する地域団体と行う「食育」「歯育」活動の展開 地域4 ※1-(6)(P.44)に掲載した内容を、要約して記載	・行政、食生活改善推進員等、保育所、幼稚園、学校など、情報交換や連携を推進し、食と歯の地区活動を展開していきます。	・地区活動を主軸とし、食生活改善推進員等の活動を通して身近な場で、食と歯の連動した意識啓発を行います。
子育て自主サークル等への支援 地域5 ※(再掲)2-(2)にも掲載 (P.49)	・子育てサークルや子育てボランティア等の支援団体の育成と自主運営の支援を行います。	・自主サークルの活動に対して、場の提供や情報提供を積極的に行い支援して行きます。
子育て支援事業における地域との連携 地域6 ※(再掲)2-(2)にも掲載 (P.50)	・地域住民による子育て支援活動のネットワークづくりを支援するとともに、地域の子育て支援者の育成を図ります。	・子育て支援センターが「出前講座」を行う際に、地域の子育て支援者とともに講座を運営することを通じて、地域の子育て支援活動のネットワークづくりを支援するとともに、子育て支援者の指導方法や遊びの提供方法の向上を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に開かれた保育を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や幼稚園が行う子育て講座開催や世代間交流、異年代・異校種交流、地域の子育て家庭との交流などの取組を支援します。
<p>地域と連携して行う放課後子ども教室推進事業</p> <p>地域7 ※(再掲)2-(2)にも掲載(P.51)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て様々な活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの各種研修の実施や情報交換の場の設定、情報誌の発行など、既に全校区で開設している放課後子ども教室の継続運営及び内容の充実に向けた支援をしていきます。
<p>家庭や地域の子育て力向上の推進</p> <p>地域8 ※(再掲)2-(4)にも掲載(P.55)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する学習機会や情報提供を行い、家庭や地域の子育て力の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターにおいて、子育て講座を開催します。 ・幼稚園、保育所、認定こども園の子育て講座開催を支援します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・親学プログラムを活用した講座を開催し、家庭教育支援の普及・推進に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAや保護者会等に親学ファシリテーターを派遣し、親としての役割や子どもとのかかわり方について参加者同士が交流を通して楽しく学ぶことができる親学講座を開催します。
<p>地域と連携して行う子どもの安全対策</p> <p>地域9 ※(再掲)3-(5)にも掲載(P.58)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する防犯教育や交通安全教育を徹底し、被害防止を図るとともに、保育所・幼稚園・学校などに対して地域の安全情報が積極的に提供されるよう働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育指導員や交通指導員による交通安全教室や警察などと連携した防犯教室を開催します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携のもと、各地域において犯罪の抑止につながる見守り活動、パトロール活動などを促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色回転灯装備パトロール車によるパトロール活動などを推進します。 ・登下校時の見守り活動などを推進します。
<p>防犯灯・道路照明灯などの整備</p> <p>地域10 ※(再掲)3-(5)にも掲載(P.58)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校などと調整しながら安全設備を整備し、安全な環境をつくれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会が設置する防犯灯の設置費用や電気料に対し助成を行います。 ・自治会の要望や設置基準などを踏まえながら、必要な箇所に道路照明灯を設置します。 ・PTAや学校と連携しながら、子どもたちが通学路にある「暗がり地域」など危険地帯を知るための活動を働きかけます。
<p>「子ども110番の家」などの防犯ボランティア活動の支援</p> <p>地域11 ※(再掲)3-(5)にも掲載(P.58)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ボランティア活動の充実を図り、子どもたちが安心して生活できる環境をつくれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯協会などと連携し、「子ども110番の家」の拡大に向け取り組みます。

(2) 遊び場・生活環境の充実

子どもたちはいろいろな遊びの中で人間関係を学んでいきますが、現在は外遊び、集団遊びの経験が少なく、一緒に遊ぶ仲間も少ない状況です。

そのため、遊び場の情報提供を充実するとともに、子どもを持つ親の声も聞きながら公園の整備を計画的に進めていきます。

併せて、「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」などを踏まえ、妊婦や親子連れが出かけやすい環境を整備していきます。

施策	内容	具体的方策
公園などの施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な遊び場の情報を提供します。 ・公園整備を計画的に進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おでかけマップ」やホームページの充実により、身近な遊び場の利用を促進します。 ・地元の要望も踏まえながら、道路の整備や宅地開発にあわせた公園整備、既存公園の維持・保全を図ります。 ・児童遊園地整備補助金を継続し、町内会などによる活用しやすい公園づくりを支援します。
児童館による遊び場の提供 ※1-(5)にも掲載 (P.43)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに健全な遊びを提供して健康を増進し、また、情操を豊かにするため児童館を運営します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き東津田児童館、八雲児童センターを運営します。
妊婦・親子連れが出かけやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」などを踏まえた環境整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設などのバリアフリー化や優先駐車場を整備します。 ・おむつ替えや授乳などができる施設をホームページなどで紹介します。

(3) 企業における仕事と子育ての両立支援

育児・介護休業法等の関係法制度等について事業主・労働者等へ情報を提供し、普及啓発を進め仕事と子育ての両立が図られる職場環境づくりのための取組を推進します。

施策	内容	具体的方策
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主や労働者に対し育児・介護休業法等の情報を提供し、就労環境の改善を図ります。

(4) 男性の育児参加促進

性別に関わらず全ての人が、仕事と家庭生活が自らの希望するバランスで選択や実現ができるよう、松江市男女共同参画推進条例及び松江市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画促進のための取組を進めます。

施策	内容	具体的方策
男性の育児参加促進	・男性を対象とした男女共同参画学習を実施します。	・男性(特に、定年退職した男性や子育て中の男性など)を対象とした男性の働き方、生き方に関する講座を実施します。 ・講座受講生の集まりの会(フォローアップ研修)を実施します。 ・家事、育児、介護などに関する学習の場に多くの男性が参加できるよう積極的な呼びかけを行い、参加を促します。

第5章 「就学前の保育・教育」及び「地域子育て支援事業」の提供体制について

1 提供区域の設定について

就学前の保育・教育、及び地域子育て支援事業は、松江市全域を1つの提供区域とみなした際の需給関係をもとに計画しています。

各施策を実施するにあたっては、事業ごとに各地域の市民ニーズを踏まえた事業の実施を検討していきます。

2 量の見込みと提供体制の確保方策について

(1) 就学前の保育・教育施設 第4章 P.36

本市では、年度の途中で発生する待機児童の解消を図るため、「年度当初（4月1日）の量の見込みと提供体制の確保の方策」だけでなく、「年度末（3月1日）の量の見込みと提供体制の確保の方策」の目標値を設定します。

設定する目標値は、「年度当初の確保方策」では「保育・教育施設の利用定員の合計」とし、「年度末の確保方策」では「利用定員の弾力化により受け入れる子どもの数」とします。

また、本市内には新制度に移行しない企業内保育所等があり、100人程度の利用者が見込まれますが、本市では運営支援を行う計画がなく確保方策には計上できないため、確保方策には含めず記載します。

平成27年度		年度当初（4月1日）				年度末（3月1日）					
		1号		2号	3号		1号		2号	3号	
		標準時間	長時間※		1-2歳	0歳	標準時間	長時間※		1-2歳	0歳
量 の 見 込 み	全体①	1,591		3,875	2,420	534	1,591		3,885	2,517	1,314
	企業内保育所等除く	1,032	559	3,812	2,386	523	1,032	559	3,822	2,483	1,303
	企業内保育所等	0	0	63	34	11	0	0	63	34	11
	1号～3号計	8,420				9,307					
確 保 方 策	認定こども園・認可幼稚園	2,379		—	—	—	2,379		—	—	—
	認定こども園・保育所	—		3,425	2,125	825	—		3,822	2,433	1,103
	認可幼稚園（新制度に移行しない）	670		—	—	—	670		—	—	—
	小計②	3,049		3,425	2,125	825	3,049		3,822	2,433	1,103
	1号～3号計	9,424				10,407					
企業内保育所等③		0		63	34	11	0		63	34	11
計（②+③）④		3,049		3,488	2,159	836	3,049		3,885	2,467	1,114
過不足（④-①）		1,458		▲387	▲261	302	1,458		0	▲50	▲200
全体計		9,532				10,515					

※ 1号認定の長時間…「幼稚園（預かり保育を利用する）」と「幼稚園（長時間利用）」

・年度当初（4月1日）の2号、3号の確保方策の不足は、利用定員の弾力化を行い受け入れます。

平成 28 年度		年度当初 (4 月 1 日)					年度末 (3 月 1 日)				
		1 号		2 号	3 号		1 号		2 号	3 号	
		標準時間	長時間※		1-2 歳	0 歳	標準時間	長時間※		1-2 歳	0 歳
量 の 見 込 み	全体①	1,564		3,801	2,363	504	1,564		3,812	2,460	1,283
	企業内保育所 等除く	1,015	549	3,739	2,329	493	1,015	549	3,750	2,426	1,272
	企業内保育所 等	0	0	62	34	11	0	0	62	34	11
	1 号～3 号計	8,232					9,119				
確 保 方 策	認定こども園・ 認可幼稚園	2,969		—	—	—	2,969		—	—	—
	認定こども園・ 保育所	—		3,425	2,125	825	—		3,750	2,426	1,172
	認可幼稚園(新制 度に移行しない)	80		—	—	—	80		—	—	—
	小計②	3,049		3,425	2,125	825	3,049		3,750	2,426	1,172
	1 号～3 号計	9,424					10,397				
企業内保育所等③		0		62	34	11	0		62	34	11
計 (②+③) ④		3,049		3,487	2,159	836	3,049		3,812	2,460	1,183
過不足 (④-①)		1,485		▲314	▲204	332	1,485		0	0	▲100
全体計		9,531					10,504				

※ 1号認定の長時間…「幼稚園(預かり保育を利用する)」と「幼稚園(長時間利用)」

・年度当初(4月1日)の2号、3号の確保方策の不足は、利用定員の弾力化を行い受け入れます。

平成 29 年度		年度当初 (4 月 1 日)					年度末 (3 月 1 日)				
		1 号		2 号	3 号		1 号		2 号	3 号	
		標準時間	長時間※		1-2 歳	0 歳	標準時間	長時間※		1-2 歳	0 歳
量 の 見 込 み	全体①	1,530		3,719	2,308	492	1,530		3,729	2,403	1,252
	企業内保育所 等除く	994	536	3,659	2,275	481	994	536	3,669	2,370	1,241
	企業内保育所 等	0	0	60	33	11	0	0	60	33	11
	1 号～3 号計	8,049					8,914				
	認定こども園・ 認可幼稚園	2,934		—	—	—	2,934		—	—	—
確 保 方 策	認定こども園・ 保育所	—		3,450	2,135	825	—		3,669	2,370	1,241
	認可幼稚園(新制 度に移行しない)	80		—	—	—	80		—	—	—
	小計②	3,014		3,450	2,135	825	3,014		3,669	2,370	1,241
	1 号～3 号計	9,424					10,294				
	企業内保育所等③	0		60	33	11	0		60	33	11
計 (②+③) ④	3,014		3,510	2,168	836	3,014		3,729	2,403	1,252	
過不足 (④-①)	1,484		▲209	▲140	344	1,484		0	0	0	
全体計	9,528					10,398					

※ 1号認定の長時間…「幼稚園（預かり保育を利用する）」と「幼稚園（長時間利用）」

・年度当初（4月1日）の2号、3号の確保方策の不足は、利用定員の弾力化を行い受け入れます。

平成 30 年度		年度当初 (4月1日)					年度末 (3月1日)				
		1号		2号	3号		1号		2号	3号	
		標準時間	長時間※		1-2歳	0歳	標準時間	長時間※		1-2歳	0歳
量 の 見 込 み	全体①	1,492		3,627	2,254	480	1,492		3,638	2,347	1,221
	企業内保育所 等除く	969	523	3,568	2,222	469	969	523	3,579	2,315	1,210
	企業内保育所 等	0	0	59	32	11	0	0	59	32	11
	1号～3号計	7,853					8,698				
確 保 方 策	認定こども園・ 認可幼稚園	2,899		—	—	—	2,899		—	—	—
	認定こども園・ 保育所	—		3,475	2,145	825	—		3,579	2,315	1,210
	認可幼稚園(新制 度に移行しない)	80		—	—	—	80		—	—	—
	小計②	2,979		3,475	2,145	825	2,979		3,579	2,315	1,210
	1号～3号計	9,424					10,083				
企業内保育所等③		0		59	32	11	0		59	32	11
計 (②+③) ④		2,979		3,534	2,177	836	2,979		3,638	2,347	1,221
過不足 (④-①)		1,487		▲93	▲77	356	1,487		0	0	0
全体計		9,526					10,185				

※ 1号認定の長時間…「幼稚園(預かり保育を利用する)」と「幼稚園(長時間利用)」

・年度当初(4月1日)の2号、3号の確保方策の不足は、利用定員の弾力化を行い受け入れます。

平成 31 年度		年度当初 (4 月 1 日)					年度末 (3 月 1 日)				
		1 号		2 号	3 号		1 号		2 号	3 号	
		標準時間	長時間※		1-2 歳	0 歳	標準時間	長時間※		1-2 歳	0 歳
量 の 見 込 み	全体①	1,458		3,545	2,199	468	1,458		3,554	2,290	1,190
	企業内保育所 等除く	947	511	3,487	2,168	458	947	511	3,496	2,259	1,180
	企業内保育所 等	0	0	58	31	10	0	0	58	31	10
	1 号～3 号計	7,670					8,492				
確 保 方 策	認定こども園・ 認可幼稚園	2,864		—	—	—	2,864		—	—	—
	認定こども園・ 保育所	—		3,487	2,168	825	—		3,496	2,259	1,180
	認可幼稚園(新制 度に移行しない)	80		—	—	—	80		—	—	—
	小計②	2,944		3,487	2,168	825	2,944		3,496	2,259	1,180
	1 号～3 号計	9,424					9,879				
企業内保育所等③		0		58	31	10	0		58	31	10
計 (②+③) ④		2,944		3,545	2,199	835	2,944		3,554	2,290	1,190
過不足 (④-①)		1,486		0	0	367	1,486		0	0	0
全体計		9,523					9,978				

※ 1号認定の長時間…「幼稚園（預かり保育を利用する）」と「幼保園（長時間利用）」

・(第2章 15、16 ページより)

「年齢ごとの推計人口」×「施設ごとの利用意向率」により、平成27年度～平成31年度の施設ごとの量の見込みを算出しました。

- ・「年度当初の量の見込みと確保方策」では、2号・3号に不足が生じますが、弾力化により受入を行います。
公立保育所・幼稚園の幼保園化等により、ニーズに応じた受け入れができる利用定員の確保を図ります。

- ・「年度末の量の見込みと確保方策」では、弾力化による受け入れを行っても3号認定において、保育の提供の不足が生じます。
既存の施設をニーズに応じた受け入れができるように整備し、提供体制の確保を図ります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援に関する事業 第4章 P.49

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2所	2所	2所	2所	2所
確保方策	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
過不足	▲1か所	0か所	0か所	0か所	0か所

・橋南1カ所、橋北1カ所で実施します。

② 延長（時間外）保育事業 第4章 P.50

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	4,448人	4,355人	4,256人	4,153人	4,055人
確保方策	4,448人	4,355人	4,256人	4,153人	4,055人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

- ・平成25年度の延長保育利用実績：実利用人数4,273人、延長保育利用率は、受入人数の61.3%。
- ・保育所の利用見込み人数に、延長保育利用率を掛けて算出しました。
- ・認可保育所全園で延長保育を実施します。

③ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ） 第4章 P.51

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,366人	2,461人	2,490人	2,545人	2,549人
確保方策	2,617人	2,657人	2,697人	2,737人	2,777人
過不足	251人	196人	207人	192人	228人

- ・H26.5.1時点の公設・民設（民間児童クラブ・小規模学童保育）の1~3年生の入会児童数及び待機児童数の合計を基に算出しました。
- ・現状で供給量の不足は生じていませんが、受け入れ環境の整備を要する施設（待機児童が発生している施設や狭隘な受け入れ環境の施設）があるため、計画的に確保策を講じます。

<環境整備の検討を要する施設>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討を要する施設	11か所	9か所	7か所	5か所	3か所
対応施設	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所
残	9か所	7か所	5か所	3か所	0か所

- ・公設は地元運営委員会等と協議をし、学校や近隣の空きスペースの活用を基本に環境整備を検討します。民設についても待機児童の解消・適正規模での受け入れが可能となるように支援策を検討します。
- ・未開設校区（平成26年度現在4校区）については、ニーズや地元の運営体制等も考慮し、検討していきます。

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

第4章 P.52

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	ショートステイ	58 人日	58 人日	57 人日	56 人日	56 人日
	トワイライトステイ	40 人日	40 人日	40 人日	39 人日	38 人日
	計	98 人日	98 人日	97 人日	95 人日	94 人日
確保方策	ショートステイ	0 人日	58 人日	57 人日	56 人日	56 人日
	トワイライトステイ	0 人日	40 人日	40 人日	39 人日	38 人日
	計	0 人日	98 人日	97 人日	95 人日	94 人日
過不足	ショートステイ	▲58 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	トワイライトステイ	▲40 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	計	▲98 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

- ・ニーズ調査より積算した量の見込みの、1/4の利用を見込みます。
- ・平成 28 年度実施を目標に、トワイライトステイ及び、ショートステイ実施を検討して行きます。

⑤ 乳幼児全戸訪問事業

第4章 P.47

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		1,800 人	1,761 人	1,722 人	1,683 人	1,644 人
確保方策		実施体制：45 人 実施機関：松江市 保健センター				

- ・これまでの実績に人口推計を勘案し算出しました。

⑥ 養育支援訪問事業

第4章 P.47

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		20 人				
確保方策		実施体制：45 人 実施機関：松江市 保健センター 委託団体等：民間企業				

- ・これまでの実績に人口推計を勘案し算出しました。

⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） 第4章 P.49

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	82,175 人日	80,466 人日	78,650 人日	76,732 人日	74,909 人日
確保方策	9 か所				

- ・ニーズ調査より積算した量の見込みを、これまでの利用実績をもとに調整しました。
- ・児童数の減少や、保育・教育施設利用者の割合が増えることにより、在家庭の児童が減少すると、子育て支援センター利用者は減少すると考えられます。
- ・ニーズに対応した設置個所数や運営内容を、今後検討して行く必要があります。

⑧ 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり） 第4章 P.51

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号認定による利用	31,096 人日				
	2号認定による利用	14,352 人日				
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	45,448 人日				
過不足		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

- ・幼稚園の利用見込み量が減少することから、幼稚園における一時預かりについては平成 24 年度実績が最大のニーズ量と考えられ、平成 24 年度実績をニーズ量としました。

⑨ 一時預かり事業（保育所での一時預かり） 第4章 P.51

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	41,510 人日				
確保方策	41,510 人日				
過不足	0 人日				

- ・保育・教育施設の利用者が増加すると在家庭の児童が減少し、一時預かり利用者は減少します。
- ・年々、実施施設は増加していますが利用実績は減少しており、平成 24 年度実績が最大のニーズ量と考えられるため、平成 24 年度実績をニーズ量としました。

⑩ 病児・病後児保育事業 第4章 P.52

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	6,325 人日	6,198 人日	6,074 人日	5,953 人日	5,834 人日
確保方策	6,325 人日	6,198 人日	6,074 人日	5,953 人日	5,834 人日
過不足	0 人日				

- ・H24 実績とニーズ調査の利用意向率から算出しました。
- ・保育ニーズ量の減少を反映させて算出しました。

⑪ 子育て援助活動事業（ファミリーサポートセンター事業）

第4章 P.49

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,800 人日				
確保方策	2,800 人日				
過不足	0 人日				

- ・次世代計画（後期）のファミリーサポートの数値目標 2,800 人を目標としました。
- ・まかせて会員確保の努力を引き続き行います。
- ・運営の方式について検討を行います。

⑫ 妊婦に対する健康診査

第4章 P.46

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,850 人 健診回数（※） 25,900 回	1,811 人 健診回数（※） 25,354 回	1,772 人 健診回数（※） 24,808 回	1,733 人 健診回数（※） 24,262 回	1,694 人 健診回数（※） 23,716 回
確保方策	実施場所：各医療機関 検査項目：血液検査等 実施時期：妊娠12 週前後～39 週前後まで				

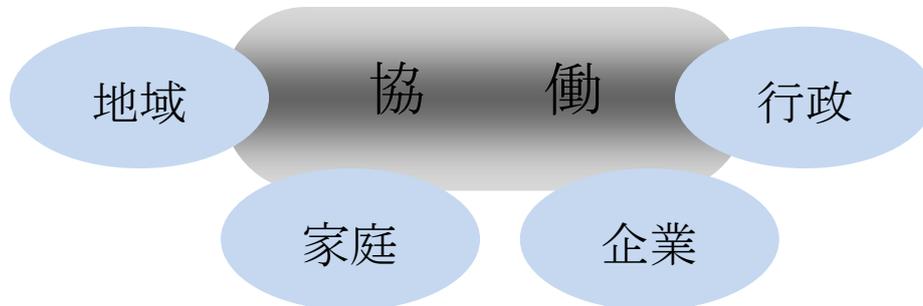
※健診回数は、「一人当たりの健診回数」に「見込まれる人数」を乗じたものです。

- ・これまでの実績に人口推計を勘案し算出しました。

第6章 計画の推進に向けて

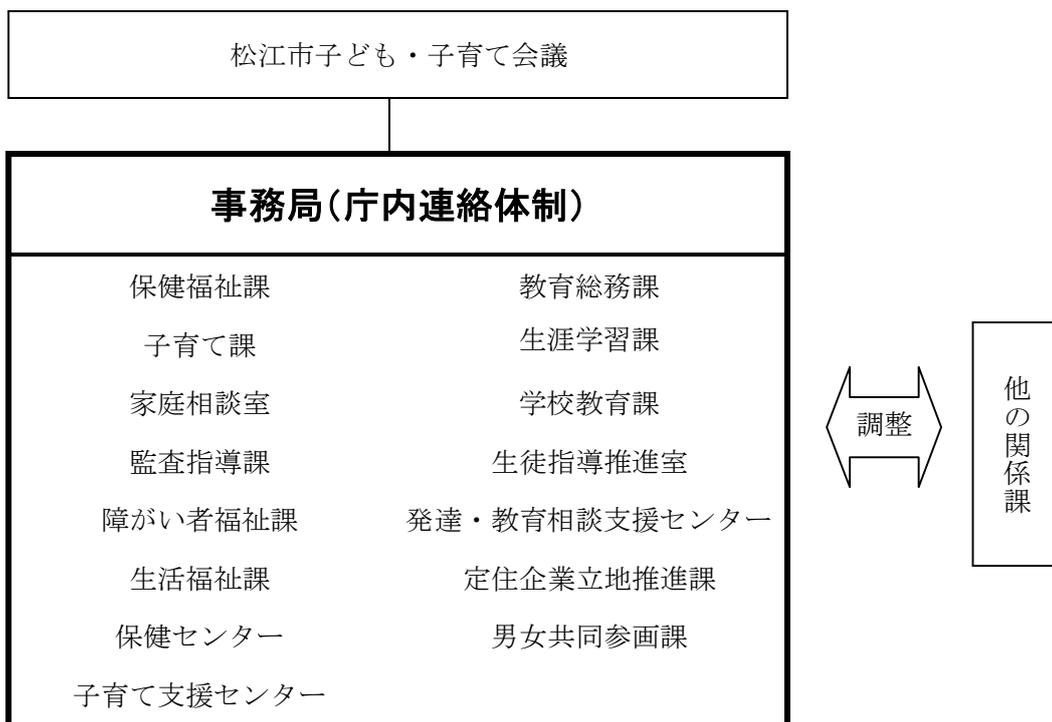
1 推進体制

本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育などの関係部局や関係機関との連携を図る一方、地域、企業・各種団体・地域住民と一体となって取り組みます



2 庁内連絡体制の充実

子ども・子育て支援に関する施策は庁内の多くの部署がかかわることから、庁内連絡体制を充実させ、情報の共有と連携により、計画的、効率的な計画の推進に努めます。



3 地域や市民団体との連携

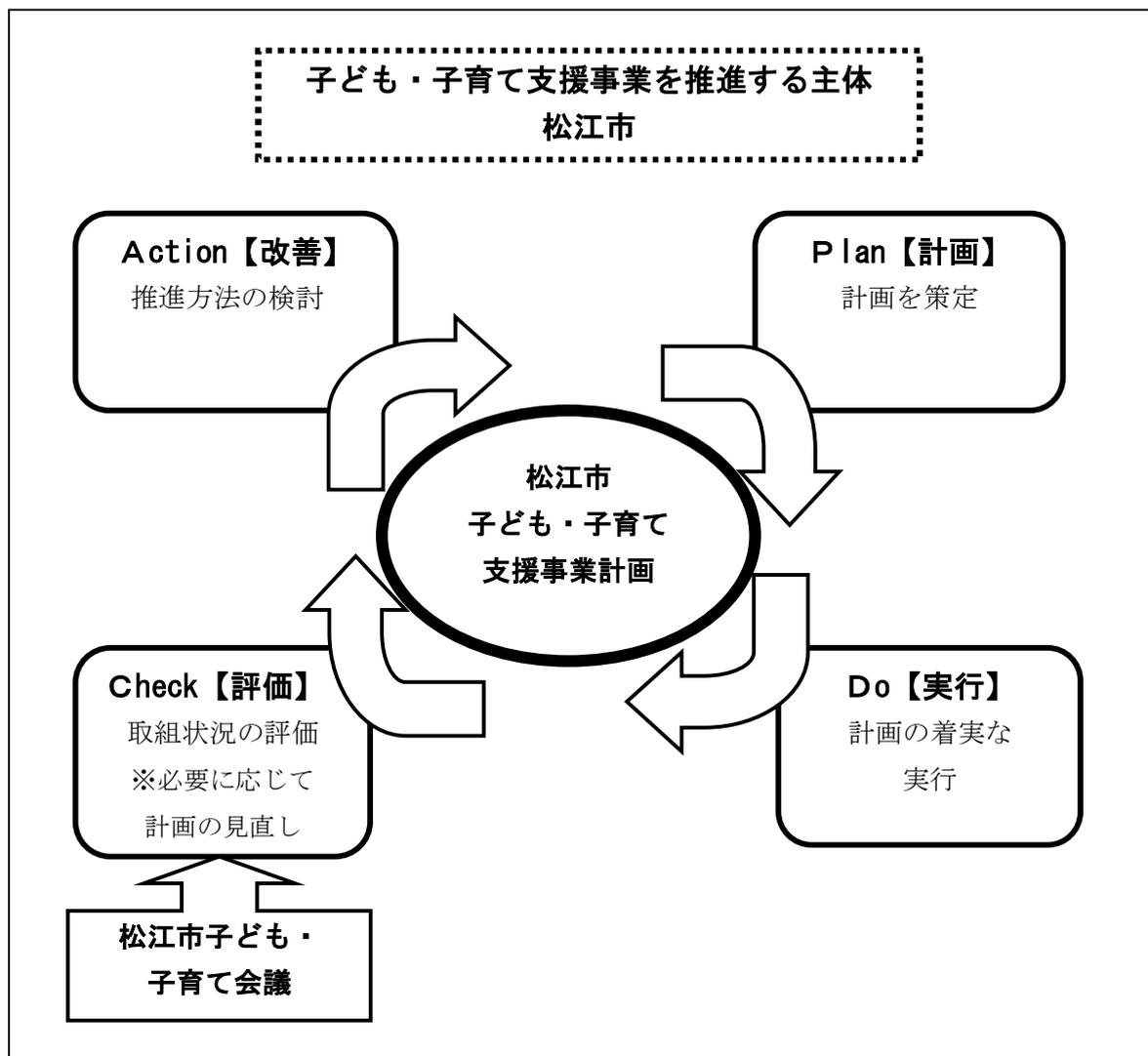
子育て環境の向上のために、地域や市民団体が自主的、主体的な活動を行うことは重要です。個別の施策において、地域や市民団体と行政との協働による事業を実施するなど連携を図ります。

4 点検・評価の実施

毎年度、松江市子ども・子育て会議と連携し、本計画に掲げた施策の実施状況の点検や評価などを行い、計画的、効率的な計画の推進に努めます。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価を行い、施策の改善につなげていきます。

点検・評価の結果については市のホームページ等で公表します。



5 計画の見直し

各事業については、財政状況を踏まえつつ、今後の社会情勢、経済状況などの変化に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、着実に推進していきます。

資 料 編

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松江市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、子どもに関する市の施策又は課題のうち、市長又は教育委員会が必要と認める事項について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、子ども、子育て等に関し知識又は経験を有する者その他市長及び教育委員会が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 子育て会議に専門事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長又は教育委員会が必要と認める者のうちから、市長又は教育委員会が任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、第5条第2項の規定により、会長が互選される前に招集する会議は、市長又は教育委員会が招集する。

2 会長は、子育て会議の会議の議長となる。

3 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する当該部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第5条第3項及び前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について準用する。この場合において、第5条第3項並びに前条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員又は専門委員以外の者を部会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、健康福祉部及び教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議の会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松江市子ども・子育て会議 委員名簿

氏名	所属・役職
安達 信二(～H26.6.23)	松江市保育所(園)保護者会連合会
新部 一太郎(H26.6.24～)	
荒木 伸子	松江市民生児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 部会長
伊藤 京子	松江市公民館長会 (松江市大野公民館長)
遠藤 千佳子	松江市障がい者総合支援協議会 こども部会部 会長 (相談支援事業所ハローネット)
岡 美慧子	松江市児童クラブ連絡協議会 副会長
景山 博教	島根県中央児童相談所 所長
門脇 直人(～H26.3.24)	日本労働組合総連合会島根県連合会 松江隠岐地域協議会 事務局長
錦織 泰治(H26.3.25～)	
坪内 朋子	一般社団法人 島根県私立幼稚園連合会 副理事長 (学校法人朋和学園 育英幼稚園 園長)
長野 亜希子(～H26.6.23)	松江市母子保健推進員協議会 副会長
小谷 久美子(H26.6.24～)	松江市母子保健推進員協議会 会長
成瀬 明子	松江市子育て自主サークルネットワーク会 代表 (親子リズムサークル)
南場 安正	松江市保育研究会 前会長 (社会福祉法人恵泉会 愛恵保育園 園長)
◎肥後 功一	国立大学法人島根大学理事 (教育・学生担当副学長)
深田 浩美	松江市PTA連合会 副会長
○藤原 恵子	松江市小学校長会(H26.4.1～松江市立佐太小学校長) (～H26.3.31 松江市立大野小学校長・大野幼稚園長兼務)
古林 寛(～H26.6.23)	松江市幼稚園PTA連合会 会長
上野 敏之(H26.6.24～)	

五十音順・敬称略 ◎会長 ○副会長

平成27年3月発行

発行者

松江市健康福祉部
松江市教育委員会
松江市末次町86番地

問合せ先

健康福祉部子育て課

電話 0852-55-5178

FAX 0852-55-5562

メールアドレス kodomo@city.matsue.jg.jp